

岩国市 ヒアリング調査報告

ヒアリング実施日：2018年2月9日

1. 岩国市の概要

①面積

873.72 km²

②人口

137,153 人

※外国人登録者数を含む
(平成29年4月現在)

③児童数

20,151 人

(平成 29 年 4 月現在)

※18 歳未満

※外国人登録者数を含む



↑ (図1) 県内における岩国市の位置

④類型

小規模 C 型

⑤組織体制・人員配置（平成29年度）

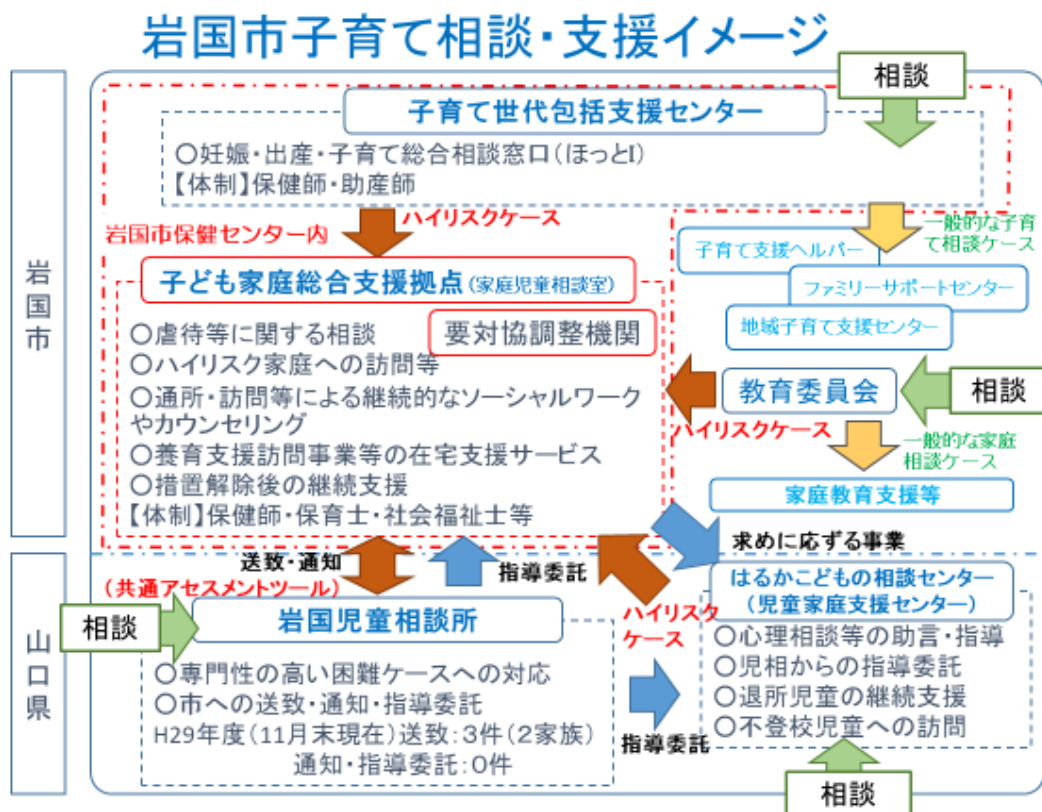
区 分	資格等	業務内容
虐待対応専門員(3名)	社会福祉士1(正) 保健師2(正:他課兼務)	虐待相談・虐待が認められる家庭への支援
子ども家庭支援員(3名)	社会福祉士・精神保健福祉士1(正) 保育士2(正・臨時)	総合調整・養育困難な家庭への支援
家庭相談員(2名)	保健師1(嘱託)、保育士1(嘱託)	子育て等の相談・支援

【職員体制】 職員数 8 名

2. 岩国市の子ども家庭総合支援拠点（家庭児童相談室）の概要

実施業務

- ・子ども家庭支援全般に係る業務
(窓口・電話・家庭訪問による相談)
- ・要保護児童等への支援業務
(児童相談所の指導措置委託を受けて市が行う指導等)
- ・要保護児童対策地域協議会事務局
- ・養育支援訪問事業の実施
(在宅支援のコーディネート等)



赤の点線部分が保健センター内に設置されている。相談自体は子育て世代包括支援センターの電話番号を主にPRして窓口(ポピュレーションアプローチ)となり、ハイリスクなものは子ども家庭総合支援拠点で対応している。また、教育委員会や児童相談所等とも連携体制はできている。岩国市内には相談・支援の専門機関である児童家庭支援センターがなかったため児童養護施設等を運営する社会福祉法人「はるか」の市内移転に伴い、児童家庭支援センターの設置を県に要望し、平成29年7月に開設となり、相談対応等を連携しながら支援を行っている。



3. 支援拠点開設までの経緯

子ども家庭総合支援拠点を設置する以前に、日常業務において、保健・福祉・教育の子育て相談・支援を担当する部署との情報共有の面などで連携を取っていくことが難しい点もあったことから、子育て世代包括支援センターの設置を計画するときから、どのような形で連携を取っていくことがよいのかを協議していた。平成27年10月、子育て相談窓口の充実と子育ての切れ目のない支援をおこなうため、先行して子育て世代包括支援センターを設置した。その後、児童福祉法の改正により子ども家庭総合支援拠点の設置を合わせて協議し、子育て世代包括支援センターと同一フロアにて業務を行えるよう、家庭児童相談室を保健センターに移転し、子ども家庭総合支援拠点を設置した。

4. 支援拠点開設に有効だった事柄

(1) 施設面

保健センター内に設置という事で、相談室等は元からあったことから設備等の確保には困らなかった。さらに同一フロア内に子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点が同居する形となり互いがどのように動いているのかを知ることが出来るとともに、連携が取れやすい。教育委員会とは物理的には離れているが、以前から要保護児童対策地域協議会の枠組みの中で連携が取れており、情報共有をするため適宜会議を行うなど担当者の顔の見える連携を取っている。

(2) 要綱の設置

岩国市子ども家庭総合支援拠点設置要綱(平成29年4月1日要綱第39号)

最終改正:平成29年4月1日要綱第39号

改正内容:平成29年4月1日要綱第39号[平成29年4月1日]

○岩国市子ども家庭総合支援拠点設置要綱
平成29年4月1日要綱第39号
岩国市子ども家庭総合支援拠点設置要綱

(目的)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第10条の2の規定に基づき、本市に居住する児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うため、岩国市子ども家庭総合支援拠点(以下「支援拠点」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 支援拠点は、「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」(平成29年3月31日付け雇児発0331第49号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に係る「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱(以下「国要綱」という。)第4項各号に掲げる業務を行うものとする。

(設置場所)

第3条 支援拠点は、こども支援課家庭児童相談室に置く。

(職員配置)

第4条 支援拠点には子ども家庭支援員2人、虐待対応専門員2人を常時置くものとする。ただし、子ども家庭支援員のうち1人及び虐待対応専門員については、非常勤職員とすることができる。

2 前項の子ども家庭支援員及び虐待対応専門員は、国要綱別表に定める資格を有する者とする。

3 支援拠点には第1項の子ども家庭支援員及び虐待対応専門員のほか必要な職員を置くことができる。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(3) 人員配置

ベテランと新人を組ませて、対応をさせている。多職種（保健師・保育士・精神保健福祉士・社会福祉士）の人材を配置し、各分野の専門的な視点から支援を検討できる体制としている。

(4) 児童相談所との連携

個別ケース検討会議（要保護児童対策地域協議会、学校主催）に参加してもらっている。また、毎週1回、児童相談所で行っている援助方針会議に市職員も参加している（岩国市のケースの箇所のみ）。普段から対応に苦慮しているケースについてもどのように対応していけばいいのかを相談し、アドバイスを受けることができる関係が構築されている。



← 岩国市保健センター

岩国市子育て世代包括支援センター →
(家庭児童相談室を含む)



5. 設置したことの利点

子育ての相談・支援体制を充実しようとしていく中で、子育て世代包括支援センターでも考えていたステップアップの形で活用することが出来た。『皆が一緒になって考え対応していけるようになればいいと考えていたことから』、後押しになった。子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点の意味がきちんと示されることで、ステップを進めていく中での動きやすさや財政等確保の話をしていく中での根拠にはなる。要綱を設置したことによって、組織体制の維持等ができています。

設置したことの利点は、市と児童相談所のリスクに応じた役割分担を考えるきっかけとなった。加えて、市の子育て相談・支援においてハイリスクケースについては子ども家庭総合支援拠点が中核となり支援方針等の決定や関係機関への役割分担の依頼、在宅での支援を必要とする児童等への積極的な支援を実施することが可能となったことと考えられる。

6. 今後の方針

人員として保健師資格を持つ臨時職員を 1 名増員するため募集しているが応募はなく人材の確保が課題となっている。補助金では給料、職員手当等は対象経費とされていないため正規職員での募集をかけることが出来ず、新社会人になる人が選択してくれないのではないかと思う。有資格者の職員OBに声をかけてはいるものの、なかなか人材を確保することが出来ない。事案が増えて難しいケースも多い中で子どもたちの事を考えて対策をしていくためには、やはり専門職の人を増やしたい。特定妊婦等も増えていることから、切れ目なくきめ細かい対応をしていくにはマンパワーや専門性が必要になってくる。

現在、福祉部門と保健部門との連携が取れているが、教育部門ともさらに強く連携を結んでいきたいと考えている。今後は、家庭教育の部門からも幅広く子どもの支援を検討していきたい。

7. 全体の感想

ハード面とソフト面から少しは先に進んだが、さらなる関係性を築きより良くするために努力しているとのことである。小規模 C 型のなかで先進的に取り組んでおり、他地域の見本となる取り組みを行っているといえる。

8. 支援拠点の概要（写真）

子育て支援ヘルパー派遣事業

利用できる方

下記のすべてに該当する方

- ①岩手県内に在住の方（住民登録が岩手県内である方）
- ②育児休業中の方
- ③育児休業終了後、育児休業期間中に育児休業給付金を受け取った方
- ④育児休業終了後、育児休業期間中に育児休業給付金を受け取った方

利用期間と回数・時間

【回数】
産後6か月未満で最大25回（月間）までです。
※母子の安全を第一に、状況により回数を変更することもあります。

【時間】
1回あたり1時間（利用時間は2時間まで）です。

利用料金

利用料金の区分	利用料	利用料金の区分	利用料
①岩手県内に在住の方	0円	②育児休業中の方	0円
③育児休業終了後、育児休業期間中に育児休業給付金を受け取った方	0円	④育児休業終了後、育児休業期間中に育児休業給付金を受け取った方	0円
⑤その他の方	101円＋税 245円＋税		

※1 子育て支援ヘルパー派遣事業は、子育て支援センター（ほっと）にて実施しています。子育て支援センター（ほっと）は、子育て支援センター（ほっと）にて実施しています。

※2 子育て支援ヘルパー派遣事業は、子育て支援センター（ほっと）にて実施しています。子育て支援センター（ほっと）は、子育て支援センター（ほっと）にて実施しています。

子育て支援ヘルパー派遣事業
「子育て支援センター（ほっと）」
（0827）29-0404

↑ ヘルパー事業



↑ 相談室（洋室）



↑ 相談室（和室）

（図1）Map Fan より引用

URL : <https://mapfan.com/pref/35>（閲覧日：2018年2月10日）

ヒアリング調査報告

鈴木秀洋

黒田佳祐

木森麻紀

井上玲亜

大村市 ヒアリング調査報告

ヒアリング実施日：2018年2月19日

1. 大村市の概要（H29.4.1 現在）

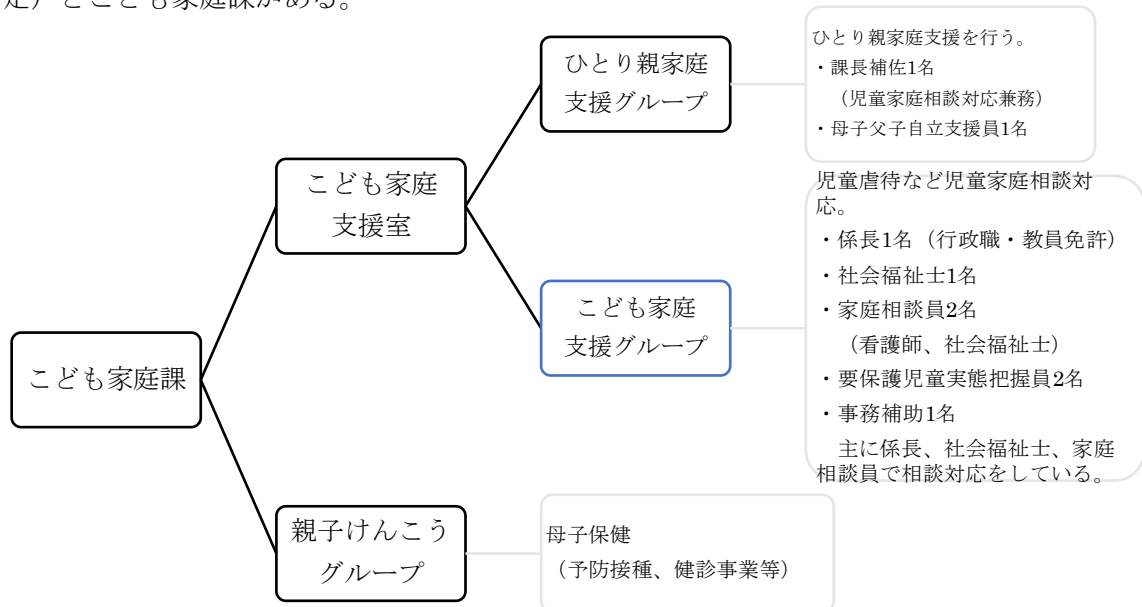
- ①面積
127 km²
- ②人口
93,342 人
- ③児童数
18,651 人 ※18 歳未満
- ④類型
小規模 C 型 ※児童人口で考える



↑（図1）長崎県における大村市の位置

⑤組織体制・人員配置

こども未来部の中にこども政策課（児童手当、保育園等、こどもに関する様々な政策の制定）とこども家庭課がある。



・要保護児童実態把握員

1歳6か月児健診と、3歳児健診の未受診者に対して、調査・訪問等で安全確認及び実態把握を行っている。

2. 支援拠点開設までの経緯

長崎県として児童相談所の資料によると虐待相談対応件数が増えており、ここ 3 年間で急激に増えている。大村市の虐待件数は横ばいとなっている。

人口減少傾向にある長崎県において、大村市は人口が増加している。県の中心部に位置し交通の便が良く都市部と比較して地価が低いこと、また自衛隊 3 部隊（陸上 2、海上 1）があること等から、転勤世帯が多く人口が増加していると考えられる。

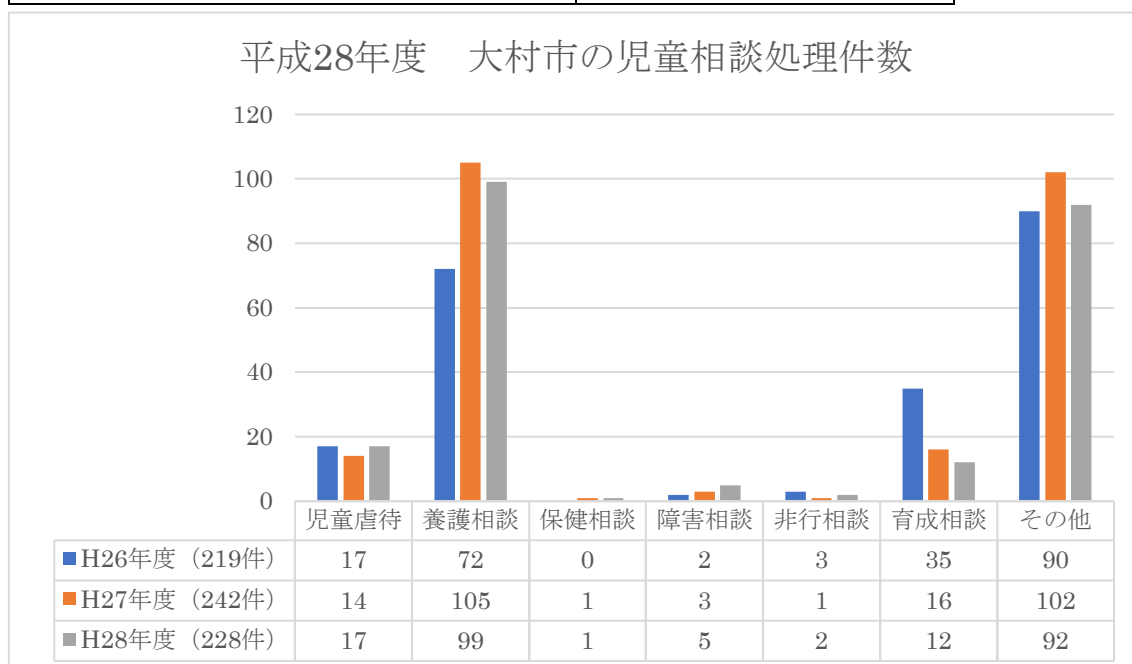
人口の増加と保育士不足によって、待機児童等の問題も発生している。

ハード面、ソフト面ともに、平成 29 年 4 月 1 日時点において、既に児童虐待・DV 対策等総合支援事業費国庫補助金（市区町村こども家庭総合支援拠点運営事業・小規模 C 型）の設置要件を満たしていたため、本年度交付申請を行った。元々、一般財源で行っていた事業の財源を組み替えた形になっただけのため、申請することに特に問題は生じなかった。

3. 支援拠点の設置状況

現在、大村市では「大村市こどもセンター」の 1 か所を子育て支援拠点としている。こども家庭支援員として係長 1 名及び社会福祉士 1 名の 2 名（どちらも正規職員）を配置している。虐待対応専門員は、家庭相談員（看護師 1 名、社会福祉士 1 名）の 2 名を配置、嘱託職員であるが、時間的にフルタイムとなっており常時要件を満たしている。

平成 28 年度 大村市の児童相談処理件数	
児童相談の受付総数	228 件
児童虐待相談	17 件（平成 27 年度 14 件）
家族・親戚からの相談	25 件
学校からの相談	23 件
近隣・知人からの相談	14 件

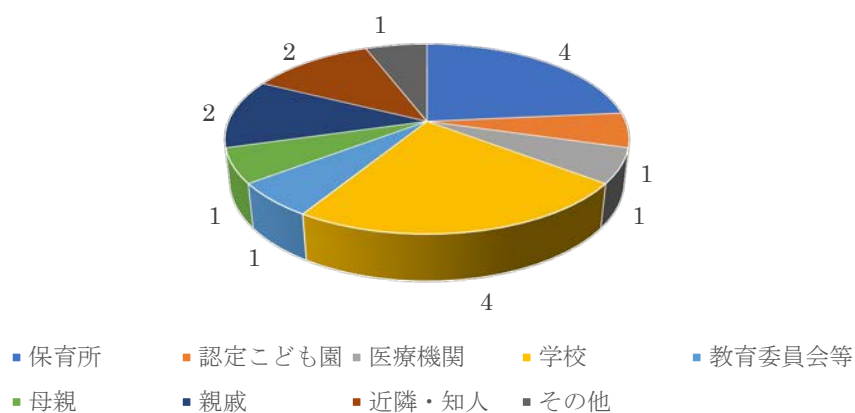


・その他

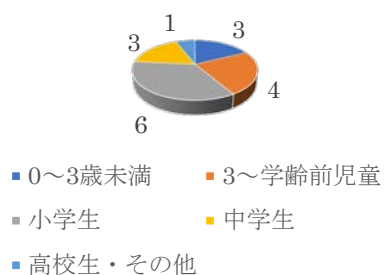
健診未受診児の安全確認や泣き声通報で訪問したものの、特に問題が見られなかったケースを含んでいる。

相談の経路としては、市の母子保健からが多い。また児童相談所、県のその他の機関、市の福祉事務所、市のその他の機関、保育園、認定こども園、児童福祉施設、警察、医療機関、幼稚園、学校、教育委員会、児童委員、家族、近隣、本人などから幅広く相談を受けている。

大村市の児童虐待相談
対応の経路



大村市の児童虐待相談対応
の被虐待者の年齢



大村市の児童虐待相談
対応の相談種別



5. 支援拠点開設に有効だった事柄

(1) 人材育成について

相談対応は、基本的に2人体制で行い、新人職員とベテラン職員とで対応している。相談受付票や受理から対応の仕方等の相談対応マニュアルを整備しているが、昨年の児童福祉法の大幅な改正に基づき、現在、修正を行っている。

また、専門性が要求される職種のため、必要と思われる研修については積極的に参加し、自己研鑽できるように努めている。児童福祉法の改正を受け、県こども家庭課が開催している専門研修（児童福祉司任用前後研修、要対協調整機関担当者研修等）にも積極的に参加している。

（２）人員の確保

専門職として、家庭相談員には保健師と同等の報酬の額を設定している。

（３）保健部門との連携

家庭児童相談窓口であるこども家庭支援室と母子保健部門は、同じこども家庭課内に所属しており、連携が取りやすい。

また、大村市こどもセンターでは、子どもに関する手続き（妊娠届、母子手帳の発行、児童手当、児童扶養手当、こども園等の就園等）は、ワンストップで対応出来る体制を取っている。

子育て世代包括支援センター設置については検討中の段階である。



（４）教育部門との連携

ケースに応じて、大村市教育委員会に所属するスクールソーシャルワーカーと連携した支援を行っている。必要時には同行訪問を行うこともあり、互いに情報共有や支援方針の確認等を行う体制ができている。

（５）児童家庭支援センターとの連携

大村市には児童家庭支援センターが 1 か所あり、社会福祉士及び心理士が配置されている。児童養護施設内に設置されており、必要時には情報共有等を行っている。

6. 今後の方針

職員の異動等に伴い支援拠点としての体制が取れなくなることをないよう、職員配置への配慮が必要と考えられる。

7. 支援拠点の概要（写真）



↑ 相談室
(パーティションで区切れるようになっている)



↑ 授乳室



↑ プレイルーム



↑ 大村市こどもセンターの外観

(図 1) Map Fan より引用

URL : <https://mapfan.com/pref/42> (閲覧日 : 2018 年 2 月 21 日)

ヒアリング調査報告

鈴木秀洋

松本美紀

井上玲亜

明石市 ヒアリング調査報告

ヒアリング実施日：平成 30 年 3 月 7 日

1. 明石市の概要

- ① 面積
49 km²
- ② 人口
298,878 人（平成 29 年 4 月）
- ③ 18 歳未満の児童人口
49,198 人（平成 29 年 4 月）
- ④ 合計特殊出生率
1.58 人（平成 27 年）
- ⑤ 市内里親登録数
23 家庭（平成 29 年 4 月）
- ⑥ 類型
中規模型

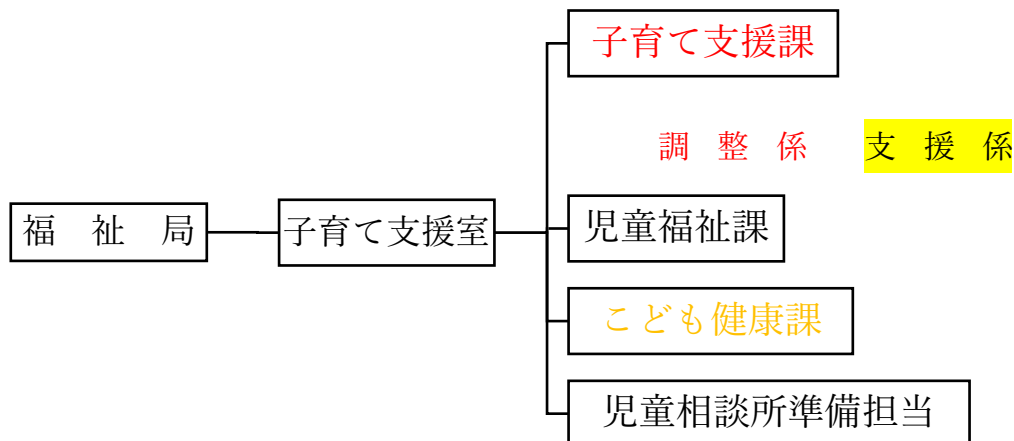


兵庫県における明石市の位置付け（参照：明石市からの報告より）

2. 市内児童福祉施設

乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設（県立）、児童自立支援施設（県立）それぞれ 1 か所ずつ

・児童福祉関係体制図



（注）子育て支援課…現在、子ども家庭総合支援拠点として位置付け。H31.4 以降は、要保護児童・要支援児童に関する相談・支援機能を市が設置する児童相談所に移行予定。

児童福祉課…ひとり親家庭施策、児童手当、乳幼児等医療費助成等

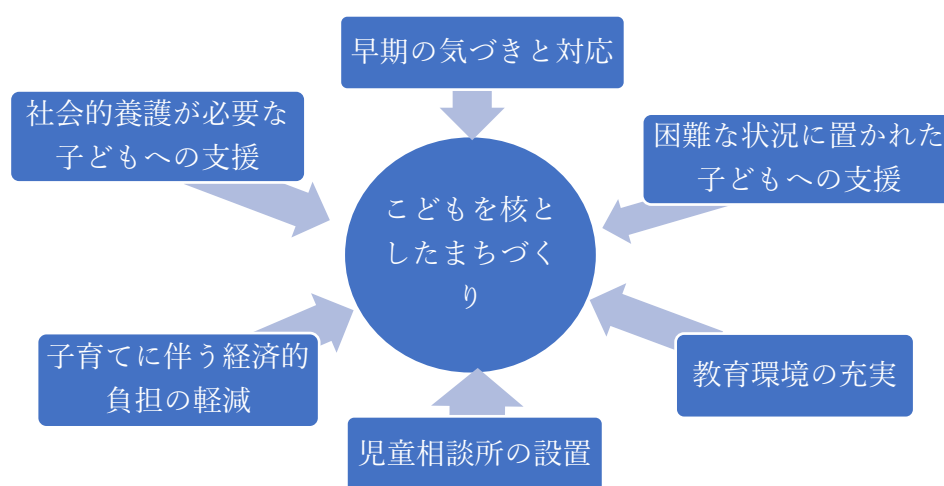
こども健康課…こども健康センター（子育て世代包括支援センター）、母子健康手帳発行等

児童相談所準備担当…平成 28 年度に担当職員 2 名配置に伴い準備着手。平成 29 年度、課長以下 7 名体制で準備体制を強化し新設。里親推進も加えて担当。後、詳細説明。

3. 明石市のまちづくりと支援について

明石市では「こどもを核としたまちづくり」をまちづくり戦略として掲げ、子どもへの総合的な支援を展開している。平成 29 年 4 月には、「明石市こども総合支援条例」を施行し、今後の継続的な支援を担保。子どもへの支援の充実を市全体の活性化に繋げている。具体的には、「すべての子どもを対象に」、「子どもの目線で」、「地域みんなで」支援を行うこととし、乳幼児の全数面接、妊婦全数面接などの気になる子どもや家庭の早期の気づきに資する取組、中学生までの医療費完全無料化、第 2 子以降の保育料完全無料化などの子育て家庭の経済的負担の軽減、親の離婚前後の子どもや戸籍のない子どもなど特に困難な状況にある子どもへの支援などを展開する。このような取組みの効果は、子育て世代の転入増に伴う人口増加という形で現れている。平成 30 年 4 月に中核市移行。1 年後の平成 31 年 4 月には市独自に児童相談所を設置することとしており、市は児童相談所設置を、こどもを核としたまちづくりの集大成と位置付けている。

総合的子ども支援の展開



4. 駅前再開発ビルに子育て世代包括支援センターなど子ども関連施設を設置

今回の訪問ヒアリングの会場となった「パピオスあかし」は明石駅前の再開発に伴い、平成 29 年 1 月に竣工したビルで、居住棟のほか、店舗、事務所、公共施設等が入る棟があ

る。その5Fは、「あかしこども広場」として、親子交流スペース「ハレハレ」、子育て支援センター、中高生世代交流施設など、子ども関連施設が入っており、また、同フロアに市の子育て支援課支援係の事務室もある。子育て支援課支援係はパピオスあかし内の子ども関連施設や市内6か所の子育て支援センターの運営に関する事務、「あかし子育て応援アプリ」やホームページ「子育て応援ナビ」を活用した子育て支援情報の提供に関する事務などを担当している。

パピオスあかし6Fには、こども健康課の事務室が置かれ、ここがこども健康センター(子育て世代包括支援センター)として位置づけられ、ビルがオープンした平成29年1月から運営を開始している。

こども健康センターには非常勤を含めてトータル20名の保健師(うち、6名が、子育て世代包括支援センターを担当)を常駐させている。こども健康センターの設置を機に、これまで市内9か所で行っていた母子健康手帳の交付をこども健康センターに集約し、交付と併せて保健師がすべての妊婦と面接を行うようにしている(妊婦本人が交付窓口に来られない場合は、家庭訪問等により対応)。

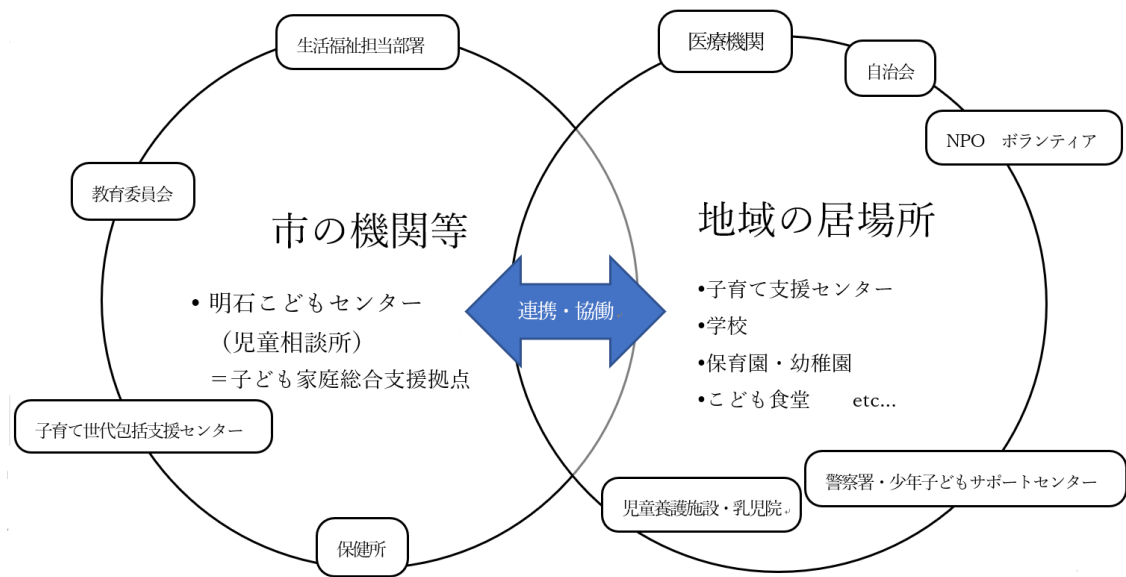
5. 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置

明石市では、子育て支援課に子ども家庭総合支援拠点を置き、本庁にある子育て支援課調整係がその業務を担っている。子育て支援課調整係は従前から要保護児童・要支援児童等に関する相談・支援を担当し、要保護児童対策地域協議会の調整機関としての役割も担っている。

明石市は、平成31年4月に市独自の児童相談所を開設予定である。明石市は、市独自に児童相談所を設置する効果として、子ども家庭支援について一貫して市が責任を持つことによる漏れがない、迅速な支援の実現や基礎自治体を持つさまざまな支援ツールを活用することによる最適な支援の実現などを挙げている。

児童相談所設置に伴い、現在子育て支援課調整係が担当している相談・支援機能は、児童相談所に移行する方向で検討が進められているようである。このとおりに進めば、要保護児童・要支援児童等に関する相談・支援機能は一元的に児童相談所が担うこととなるが、児童相談所としての法的権限や専門性に基づく支援機能と、市町村としての相談・支援機能の両方を適切に発揮していくための組織の在り方などについて、今後引き続き検討していくとのことであった。

児童相談所設置後の支援推進体制のイメージ



参照：明石市からの報告より（一部省略）

6. 明石市におけるプロジェクト

・あかし子育て相談ダイヤル

24 時間相談ダイヤルを設けて、専門職員（保健師、臨床心理士、看護師、保育士、市職員）による相談対応。相談内容に応じ、関係機関と連携したサポートを行っている。

・こどもスマイル 100%プロジェクト

このプロジェクトでは、訪問や乳幼児健康診査など、あらゆる機会を捉え、すべての子どもの健康状態を、直接会って確認することで、居所不明児の発生を防ぐとともに、児童虐待の早期発見、予防を図っている。

今回の訪問会場のパピオスあかし 6F で乳幼児健康診断を行っている。こんにちは赤ちゃん訪問では、民生児童委員と主任児童委員が全戸訪問し子どもの健康状態を確認。これらの機会に会えない場合は、保健師等が家庭訪問を行う。

7. 今後の方針

明石市では平成 31 年 4 月に市独自の児童相談所開設を目指し、専門性を有する人材の確保・育成に取り組む。また、「里親 100%プロジェクト」を掲げ、里親等の家庭養育を推進していく。

8. 全体の感想

包括支援センターについては、その立地と周辺施設との連携面やハード面の充実に圧迫される。この包括支援センターと今回のヒアリングのメインである総合支援拠点との関係では、現時点ではハード面での物理的に離れている面をソフト面での連携によってカバーをすることになる。こんにちは赤ちゃん訪問等でキャッチしたケースを子ども部門（総合支援拠点）に引き継ぐことになる。現在の人員体制を児童相談所開設時にどう補充強化して児童相談所に移行できるかが現在の課題となっているとのことであった。児童相談所設置を考えている中核市及び23区それぞれの自治体にとっては、同じ道を通るのか否かはべつにして、一つのモデル提示になると思われる。

・パピオスあかし内施設写真



ヒアリング調査の会場となったパピオスあかし。フロアは1F～6Fあり、1Fと2Fと3Fにはショッピング、サービスフロア、クリニックがあり、4Fには図書館、5F、6Fは子育て、児童関係の施設がある。駅前にある大規模複合施設であった。

又このパピオスあかしは明石駅を降りて徒歩1分ほどの電車でのアクセスがしやすい立地となっている。

←（写真1 パピオスあかし 外見）

6Fにはあかし総合窓口がある。各種手続きができる窓口となっている。タブレットを用いた手話によるテレビ電話ができるシステムがあった。

こども健康センター内に子育て世代包括支援センターがある。母子健康手帳等の交付を行うことや保健師による直接面談ができる。こども健康センターでは乳幼児健康診査が行われている。



（写真3 子育て相談室）

あかし子育て支援センターは 5F にあり、中は子ども用の図書スペースが設けられ、就学時前児童の場所と小学生の場所（図書スペース）が分かれている。

子育て支援課支援係事務室内に 2 つの子育て相談室が併設されており、予約をしていればアドバイザーとの面談ができる。（心理的な相談も可能）そしてこの 5F には親子交流スペースとして遊具があるスペースとなっている。小学生まで利用可能で無料。

一時保育ルームがあり、土日にも利用可能で一日 400 円となっていた。

中高生のためのスペースがあり、学習室や又、スタジオも完備されている。



（写真2 あかし子育て支援センター）



（写真3 親子交流スペース）



（写真4 明石市ファミリーサポートセンター）



(写真5 総合窓口)



(写真6 子育て世代包括支援センター)



(写真7 子ども健康センター)



(写真8 子育て支援課)



(写真9 相談室)



(写真10 福祉局)

参照：明石市ホームページ <https://www.city.akashi.lg.jp/>

あかし子育て応援ナビ

http://www2.city.akashi.lg.jp/fukushi/kodomo_shitsu/kosodate_navi/support/shien_center/gaiyo.html

明石市からの報告

広報あかし

子ども家庭総合支援拠点の設置促進に向けた支援手法に関する調査

ヒアリング調査報告

鈴木秀洋

金井啓起

井上玲亜

小島美樹

豊橋市 ヒアリング調査報告

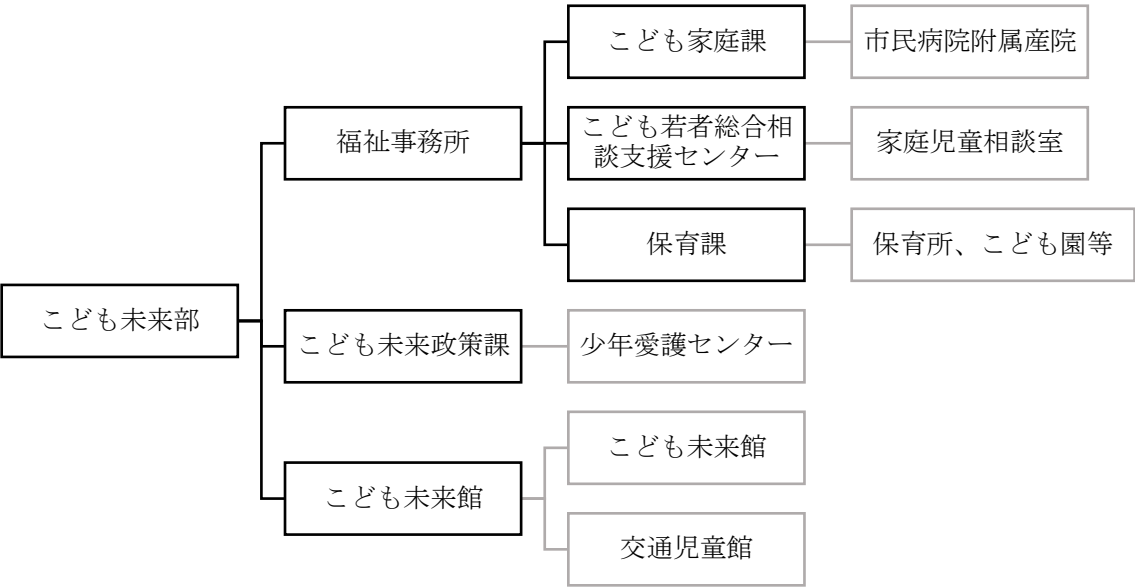
ヒアリング実施日：2018 年 3 月 1 日

1. 豊橋市の概要

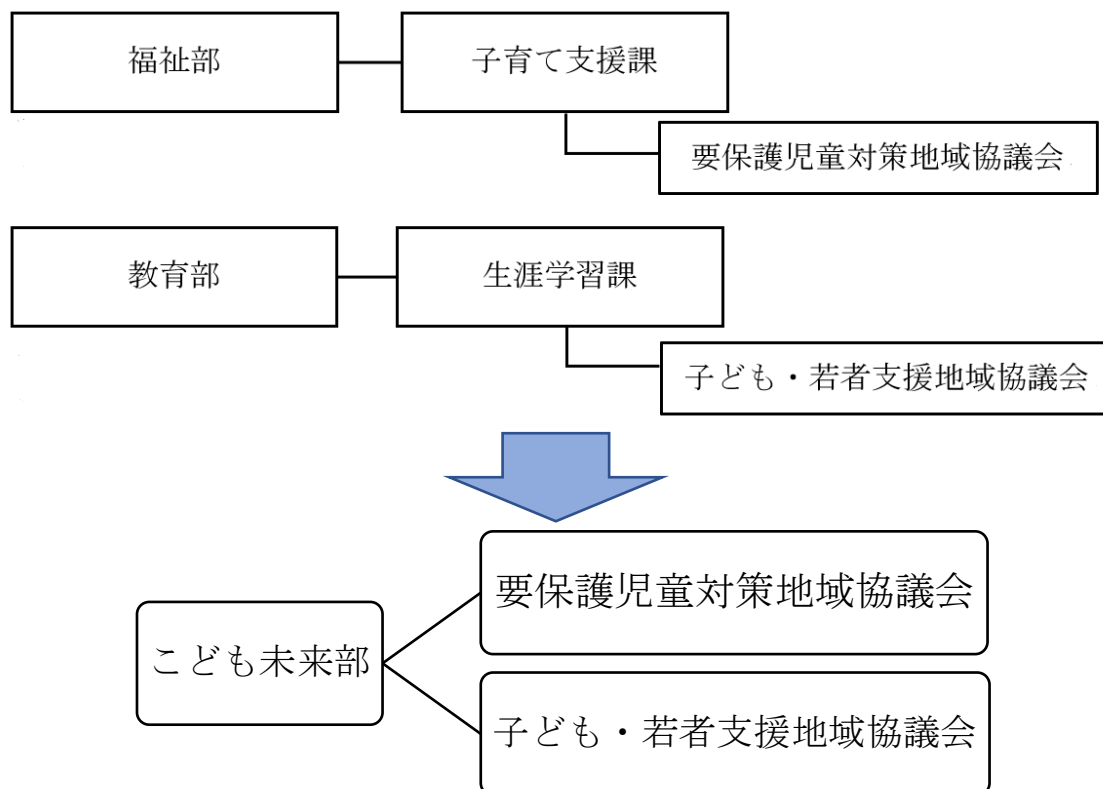
- ①面積
261.86 km²
- ②人口
376,886 人（平成 29 年 4 月現在）
- ③児童数
64,041 人（平成 29 年 4 月現在）
※18 歳未満
- ④類型
中規模型
- ⑤組織体制（平成 29 年度）



↑（図 1）県内における豊橋市の位置



(平成 27 年度の機構改革による体制図)



(6) 人員配置

担当	人員	資格
子ども家庭支援員	5 名	・ 児童福祉司任用資格 1 名 ・ 保健師 1 名 ・ 臨床心理士 1 名 ・ 教員 2 名
心理担当支援員	2 名	・ 臨床心理士 2 名
虐待対応専門員	2 名	・ 児童福祉司任用資格 2 名
	合計 9 名	

2. 各機関の取り組み

(1) 要保護児童対策地域協議会

児童虐待や不登校などの児童相談を行っている。平成 16 年の児童福祉法改正により法定化されたことを受けて、平成 17 年に協議会を設置した(当時福祉保健部児童福祉課が所管)。以前から家庭児童相談室が相談対応をしてきたが、虐待通報にも対応できるようにした。平成 27 年からこども未来部が所管している。

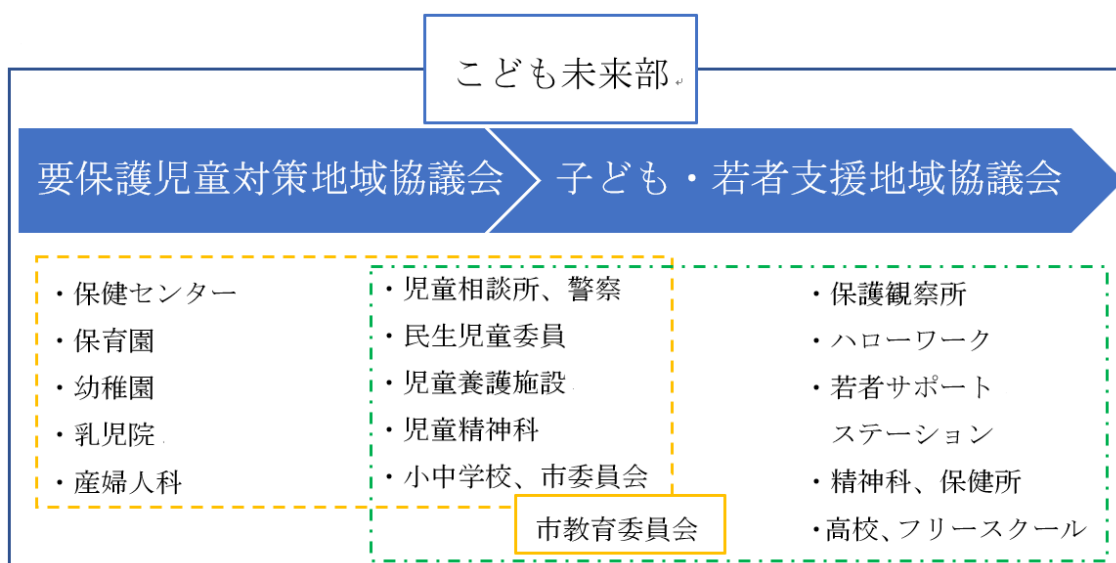
（２）子ども・若者支援地域協議会

困難を抱える子どもや若者の支援を行っている。平成 22 年の子ども・若者育成支援推進法施行により、法定化されたことを受けて同年に協議会を設置した（当時教育部生涯学習課が所管）。その後、平成 23 年に総合相談窓口を設置し、平成 27 年からこども未来部が所管している。

（３）こども未来部

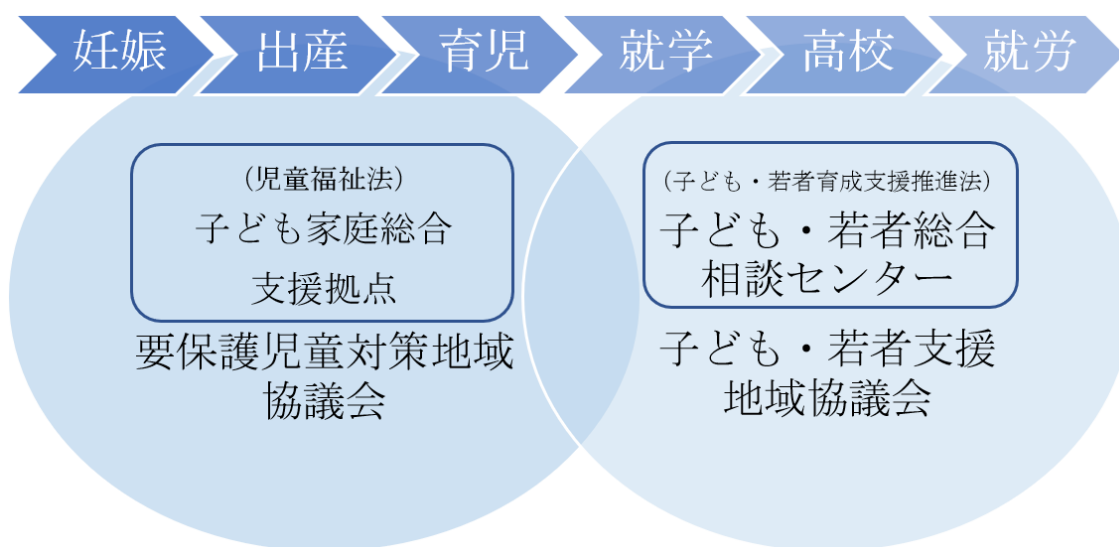
平成 27 年度に機構改革があり、こども未来部が設置された。福祉部門で行っていた要保護児童対策地域協議会と、教育部門で行っていた子ども・若者支援地域協議会を所管している。こども未来部が要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会を所管し、それぞれの調整機関として機能している。

妊娠・出産から子育てへの切れ目のない支援から、子育て・養育から就労・自立までのさらに切れ目のない支援へ挑戦し、向上を目指している。



3. 複合的な相談支援体制

平成 29 年 4 月にこども若者総合相談支援センターを設置し、10 月 11 日に開設した。ここでは 0 歳から 40 歳未満までの相談に対して適切な分担を図りながら、切れ目なく包括的な相談体制を構築している。

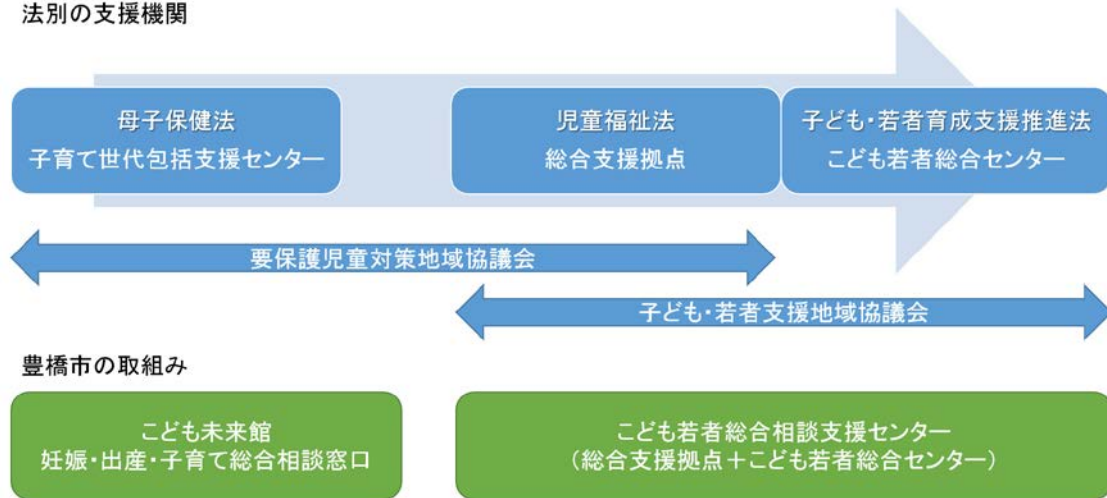


関係機関で重複しているところもある。

切れ目のない相談支援体制を充実させていくにあたって、母子保健部門との連携も行っている。母子保健法の子育て世代包括支援センターを保健センターが行っているが、相談窓口の一つが子ども・若者総合相談支援センターと隣接している「こども未来館」の中に設置してある。子育て世代包括支援センターの相談窓口には保健師が常駐しており、妊娠届の受付をしている（豊橋市では保健センターとこども未来館の窓口で妊娠届の受付・集約をしている）。

豊橋市の保健センターとこども未来館の窓口の 2 か所をもって、子育て包括支援センターと位置付けている。その他、保育園などの建物が隣接していることから、周辺エリアを支援拠点のイメージとして取り組んでいる。

法別の支援機関



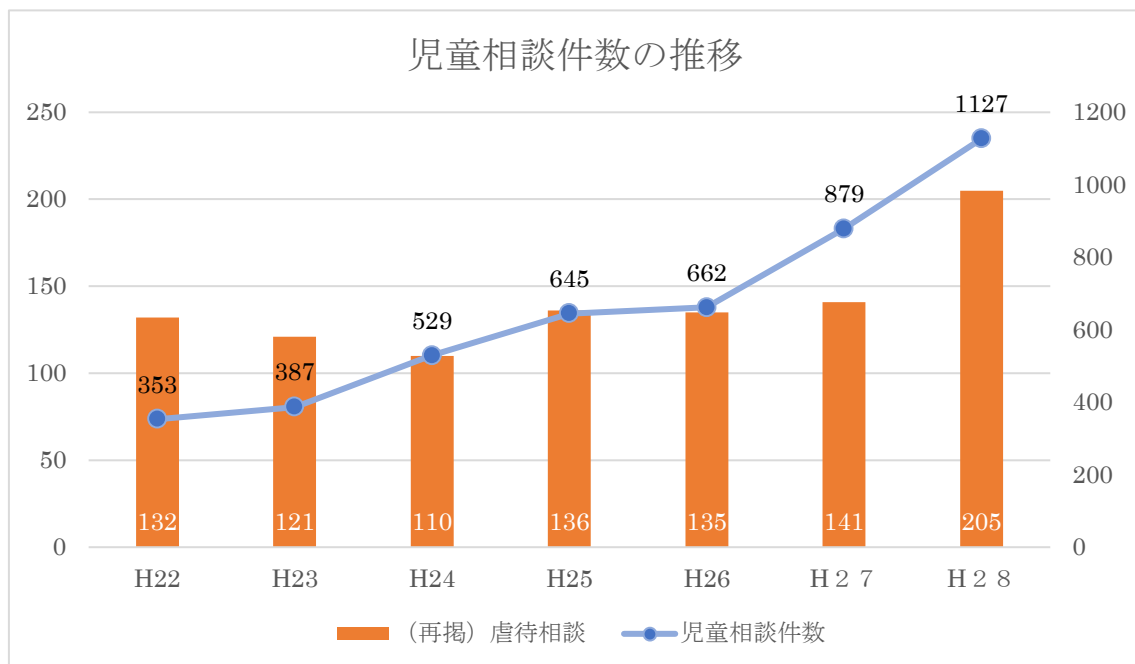
4. 支援拠点「豊橋市こども若者総合相談支援センター」開設までの経緯

平成 22 年当初は家庭児童相談員 2 名（非常勤職員、教員資格保有者）と保健師 1 名（常勤職員）、事務職 2 名という体制となっていた。

平成 24 年にネグレクトによる死亡事例（4 歳女兒）が発生したことから、体制の強化が進んできている。専門職の配置を増やす等の強化も行っている。

平成 27 年には子ども・若者支援が教育委員会から移管され、臨床心理士（常勤職員、非常勤職員）を配置し、今年度からは総合支援拠点として体制の強化を進めている。

要保護児童対策地域協議会を中心とした児童相談の件数は増加しており、虐待の件数も微増している。

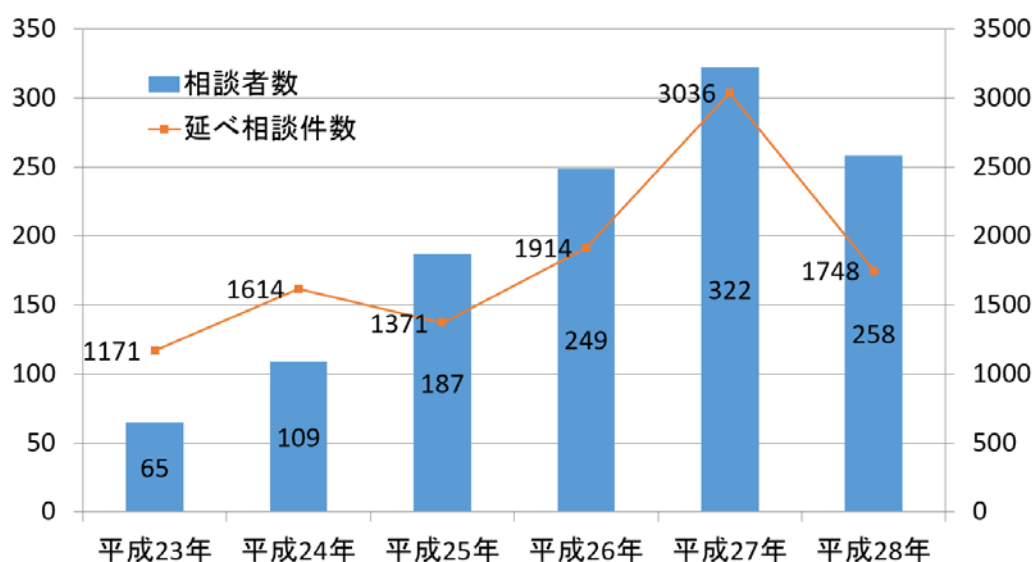


一方で、子ども・若者支援地域協議会を中心とした総合相談窓口における相談者の年齢は15歳～19歳までが5割ほどを占めている。小学生以下や中学生、20代・30代からの相談も受けている。初回の相談は家族からの相談の割合が高いが、本人や関係者等からの相談も受けている。

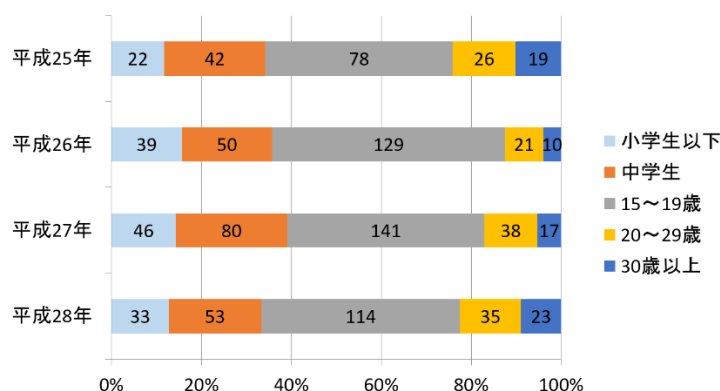
相談内容（若者の支援）としては学校や進路に関するものが5割ほどを占めている。さらに家庭や非行に関して、医療や福祉に関して、社会や就労に関してなどの相談も受けている。

特徴としては要保護児童対策地域協議会とは異なり、若者の支援に関しては家族の相談から始まるという傾向があり、あまり介入的ではないといった面がある。

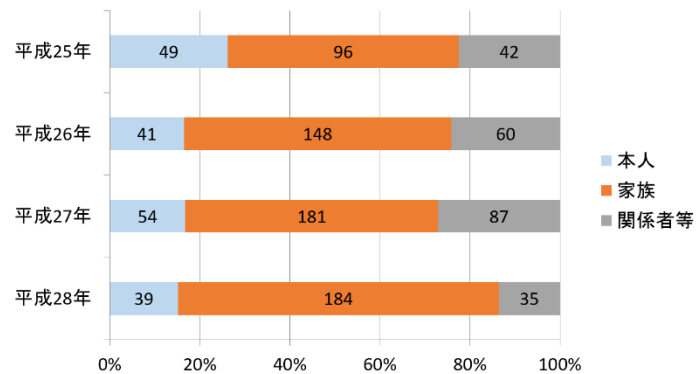
子ども・若者相談件数の推移



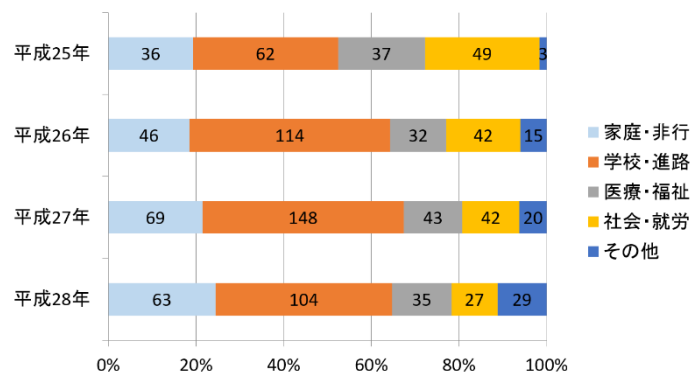
相談者の年齢



初回相談者



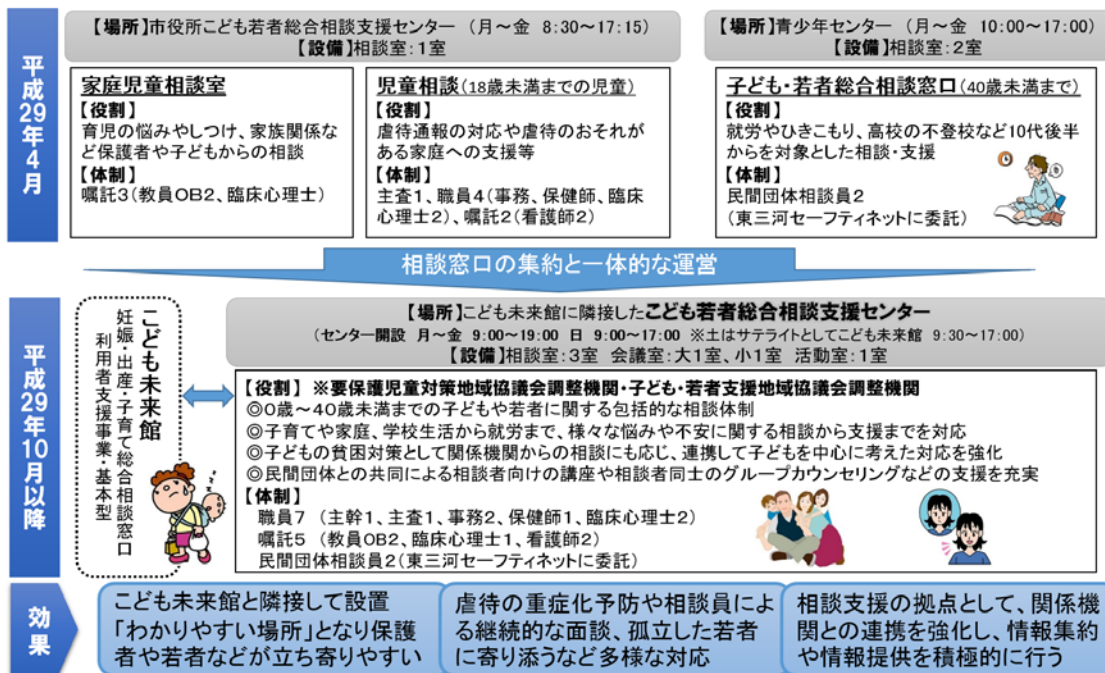
相談内容



平成 29 年 4 月時点では「こども若者総合相談支援センター」という部署の名前はあったが市役所内に設置され、家庭児童相談室と児童相談を担う職員が市役所に配置されていた。一方で、若者の相談窓口は市役所から少し距離のある青少年センターに設置してあった。

平成 29 年 10 月に現在の拠点場所を改修し、子どもだけではなく若者の相談に関しても一体的に行っている。

平成29年度「豊橋市子ども若者総合相談支援センター」概要



5. 支援拠点開設に有効だった事例

（1）人材育成

①研修の助成金

人事課の仕組みとして自己研修の補助金がある。その補助金を活用して、自分で資格を取っている職員が多い。資格の取得を強制はしていないが、仕事に取り組む中で知見が欲しいという事で資格を取っている。

人事課としては児童相談所のように専門資格の必置要件があるのならば公費で研修を受けられるように制度を考えるが、市区町村の現状では設置要件の職種が幅広く示されており、必置条件ではないことから自己研修の位置付けまでにしかなくないという課題もある。

②保健分野と福祉分野、教育分野での相互交流（異動）

保健師、臨床心理士等が人事異動をしていく中で、経験を持った人材を活かせる分野に配置していく等を行っている。それぞれの分野内にとどまらずに、相互交流する体制ができていく。

③人員の組み合わせ

新人職員とベテラン職員が組んで対応をしている。

（２）自治体の計画や予算での明記

「次世代育成支援行動計画」「子ども・子育て支援事業計画」によって相談体制の充実やネットワークの構築・強化といった文面で明記している。さらに「まち・ひと・しごと創生」の分野においても子育てに関して明記している。

拠点として明記はしていないが、子育ての相談部門の強化やネットワーク構築をするという点を明記している。

拠点機能のみを強調すると、40 歳までの切れ目のない支援を打ち出している中で混乱を招いてしまうことが考えられる。

（３）国からの支援

以前からアイデアとしては拠点のような機能を整備したいと考えていた。財源の確保は自治体では難しいのだが、国による財政支援があったことで設置に向けて後押しとなった。具体的には次世代育成支援対策施設整備交付金及び児童虐待・DV 対策等総合支援事業による財政支援を得ることが出来た。

（４）行政内の他機関との連携

①教育分野との連携

新しくこども未来部を設置するにあたって、教育分野からも事業が移管され、健全育成や放課後児童クラブ等とは密接に連携をしている。

②保健分野との連携

保健センターとは要保護児童対策地域協議会での情報共有等を行っている。

また子育て包括支援センターを保健センターだけではなく、こども未来館の妊娠出産子育て総合相談窓口にも持っていることから情報共有を欠かさずに行うことができている。子ども未来館とこども若者総合相談支援センターが同じ部内であることで、普段から情報共有を密に行うことが出来ている。

また、要保護児童対策地域協議会とは別に子ども相談連絡会を年 4 回開催し、利用者支援事業を行っている。これは、こども未来館が中心となって母子保健や地域の子育て支援センターとの情報交換や困った事例等の対応策の検討等を行っている。



← こども若者総合相談支援
センター外観



← ヒアリング風景

プレイルーム →
↓



(図1) Map Fan より引用

URL : <https://mapfan.com/pref/23> (閲覧日 : 2018 年 2 月 10 日)

ヒアリング調査報告

鈴木秀洋

木森麻紀

井上玲亜

枚方市 ヒアリング調査報告

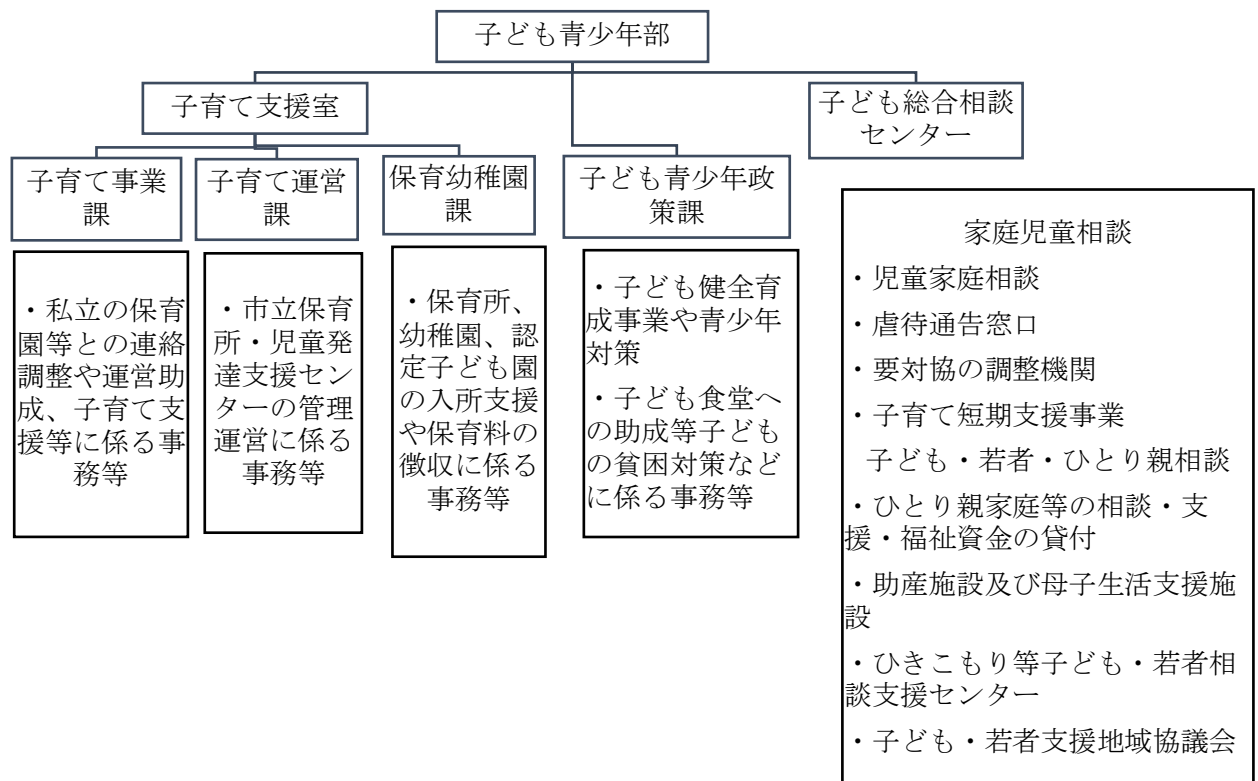
ヒアリング実施日：2018 年 2 月 23 日

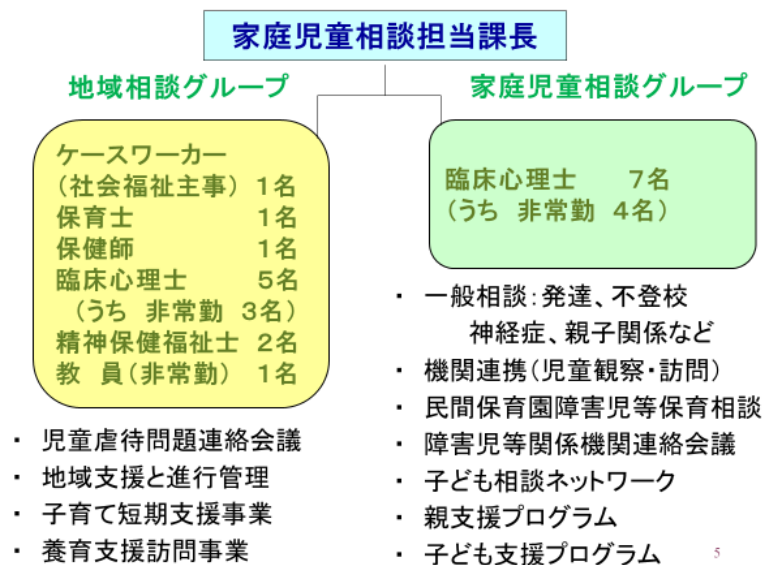
1. 枚方市の概要

- ①面積
65.08 km²
- ②人口
404,007 人(平成 29 年 4 月現在)
- ③児童数
65,455 人(平成 29 年度 4 月現在)
* 18 歳未満
- ④類型
中規模型
- ⑤組織体制・人員配置(平成 29 年度)



〔図 1〕大阪府内における枚方市の位置





2. 支援拠点開設までの経緯

以前は、家庭児童相談所として要対協や子ども相談窓口の機能を果たしていたが、子ども相談窓口の一元化として平成28年度にひとり親相談やヘルパー派遣事業、助産制度、母子生活支援施設、ひきこもり相談などの窓口の機能も合わせた「子ども総合相談センター」ができた。そして2017年9月から子ども家庭総合支援拠点として位置づけられた。機構改革のできた「子ども総合相談センター」であったが、すでに心理士による継続相談や要対協としての役割のほか、様々な子どもに関する相談機能が合わさりセンターになったことで、包括的な支援が可能となった。

3. 支援拠点開設に有効だった事柄

支援拠点設置まで国の支援が有効であった。国は家庭の支援が重要であるとしており、そのために相談と支援を積極的に行っていく体制を求めている。そういった体制を整えるため、職員の体制強化と専門性の確保のため非常勤職員を増員できた。また、支援を充実させるために、予算の確保できたことで父親の支援プログラム等ができるようになり、このような取り組みが庁内的な理解にもつながった。

4. 政策の特徴

(1) 要対協とネットワークの強化と工夫

枚方市は平成11年度から児童虐待防止地域ネットワークとして「枚方市児童虐待問題連

絡会議」を設置し、比較的早い時期に進行管理とネットワークによる地域支援を行っていた。平成 17 年度には「要保護児童対策地域協議会」に位置づけ、複数の会議体制により、効果的な会議運営を工夫してきた。実務者会議は進行管理を中心的に行う 5 機関により開催され、毎月の新規ケースや特定妊婦に対して、援助方針や重症度の決定等が行われる。全ケースの進行管理については援助方針確認会議で 3 日 1 週に亘り、年 3 回実施されるが、子ども総合相談センター内で事前に方針決定について一つ一つ検討されている。代表者会議やネットワーク強化のための拡大実務者会議は単なる現状報告にならないように、事前に会議の運営について話し合う「運営会議」を開催し、機能的な会議に向けた話し合いがなされる。また、拡大実務者の構成メンバーによる研修を年 1 回行っており、少年院や家庭裁判所、児童養護施設と子ども心理治療施設等の施設見学や精神科医等による事例検討など、在宅支援における課題解決やネットワーク支援の方向性の明確化の一助となっている。

要保護児童対策地域協議会の工夫

代表者会議	機関の管理職中心。(年 2 回開催)
実務者会議	ケースの管理<新規・既把握>。(月 1 回)
拡大実務者会議	ネットワーク強化のため。(2 か月に 1 回)
運営会議	会議の案件や方向性を決め、円滑な会議運営を図る。 (2 か月に 1 回)
個別ケース会議	延べ件数 241 回。(2016 年度)
啓発活動	機関向け研修(年 2 回) 市民向け研修(年 1 回) 実務者構成メンバー向け研修(年 1 回)
援助方針確認会議	年 3 回 1 回 3 日間の全ケース見直し。
2 月の引継ぎ方針検討	就学・進学する全児童の確認。

枚方市は関係機関の連携強化のため、学校や保育所(園)等子どもの所属する機関、その他市内関係機関などへの啓発や研修を随時行っている。機関のニーズを把握した上で、虐待発見の際に気をつけることや子どもや親への具体的な対応、虐待の状況に応じた対応方法などをわかりやすくシートを作成し、それらを用いて、新任教頭・校長研修、生活保護担当研修、民生委員児童委員研修を実施している。また、研修キットを作成して、学校や保育所に直接出向いて、校内・園内研修を実施した。それらは事例をグループワークで検討するため、職場内全員が児童虐待対応について共通して学ぶ時間となるため、機関内の共通認識につながり、地域担当者が講師を担うことで担当者と顔が見える関係が作れるという利点もある。

(2) 子育て短期支援事業とファミリーポートひらかた

枚方市の特徴として2つ目に挙げられるのがショートステイによる支援である。ショートステイは施設保護と在宅の中間的位置づけとして一時保護のように職権によるものではなく、主体的に利用され、親子分離せずに在宅支援を継続できる位置付けにもなっている。子育てに悩む親が気軽に預けやすく、また、ダブルワークやトリプルワークを余儀なくされるひとり親の家庭や支援者のない家庭にも利用を促し、年延べ利用日数約 500 日となっている。

ファミリーポートひらかたは枚方市在住の方限定としている。土地は幼稚園の跡地を使用しているため、遊戯室や築山がある。これらは子どもたちが「また来たい」と感じる要因となっている。要保護児童にも積極的に利用してもらい、慣れたスタッフと安心できる場所を作っている。また、子どもにとっても家庭で学べないことを知ることができるのもこの施設を利用する利点となる。生活リズムや食事、入浴といった基本的な内容から料理や寝るときに絵本を読んでもらうことや、屋を暗くするといった体験ができる場所となり、こういった経験をすることで家庭に新しい生活習慣を取り入れ、親になった時に子どもにもそれらをしてあげることができるきっかけを作ることができる。



〔写真4〕ファミリーポートひらかた

<枚方市における子育て短期支援事業の意義>

年間を通じて、利用している家庭が多い	要保護家庭や要支援家庭への支援の一つ	要保護児童にたいして、緊急避難的短期保護の場として利用することで、地域で生活を継続可能に
ひとり親家庭や多問題を抱えた機能不全家庭などへの支援（ハイリスク家庭）で虐待予防	リスクの高い幼少期から利用し、家族SOSを出せるように	利用の中で相談に繋がる

(3) 子ども対象事業

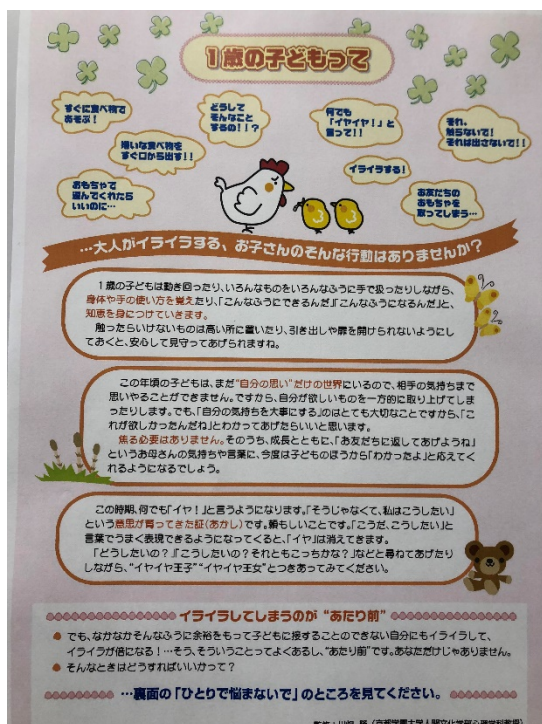
枚方市内小中学生のネグレクトの家庭を対象に料理教室を行っている。料理教室を開く目的は、親に頼るのではなく子どもに自分で食べる力をつけてもらうことにある。簡単なキャラ弁の作り方など楽しく生活の中で活用できる内容に工夫されている。20～30 人招待をしても実際に参加するのは10人以下であるが、この料理教室の最大の利点は、楽しいお知らせをしに家庭訪問ができることにある。いつも子どもに会わせてくれない親が子どもに会わせてくれることもある。

他にも「学びの小部屋きみいろ」という学習支援を年3回行っている。子どもを学校に送り出せないネグレクト家庭では新学期から躓くことが多い他にも「学びの小部屋きみいろ」という学習支援を年3回行っている。子どもを学校に送り出せないネグレクト家庭では新学期から躓くことが多い傾向がある。そこで、学校が始まる2～3日前に家庭訪問を行い学校が始まることを知らせ、宿題の指導を行う教室に招待している。こうすることで、新学期のスムーズな登校につなげることができる。また、子どもの学びたい気持ちを尊重することができる。

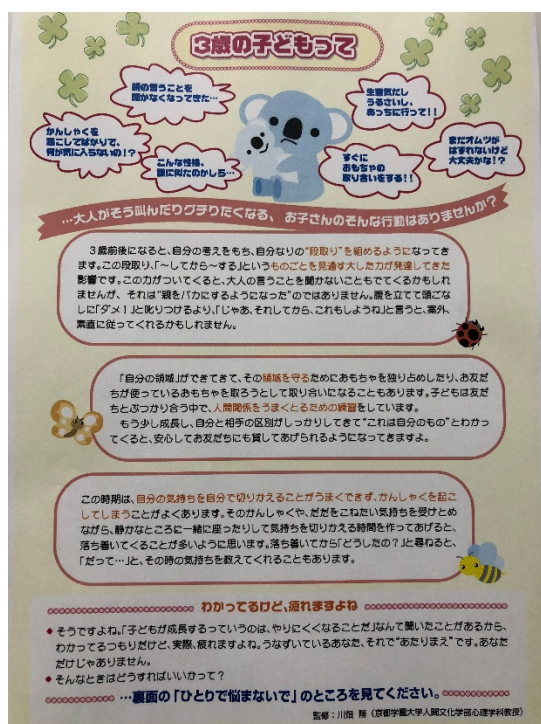
(4) 家庭への様々なアプローチの工夫

枚方市では親と子のあゆみ応援シートを用意している。これは、子どもの成長とともに様々な行動に対して心構えや具体的対応を掲載している。1歳・3歳・5歳・小学校入学前の4段階になっており、相談の窓口が最後に掲載されている。

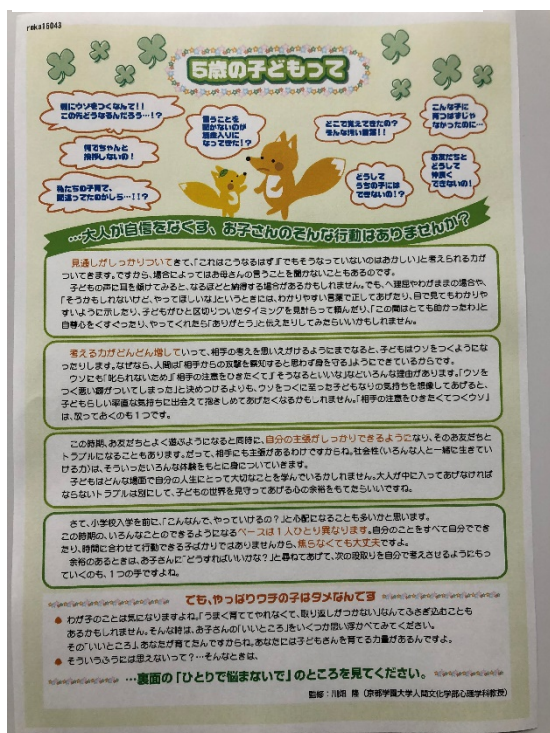
ステップファミリーのための応援冊子は、大人編「ようこそ よろしく」・子ども編「いつも となりに」の2種類がある。子どもがおとな編を見るのはつらいのではないかという点を考慮して分けて作成された。この冊子の中で書かれているステップファミリーとは夫婦一方あるいは双方が、子どもを連れて誕生する家族のことを指している。どちらとも直接取りに行くことに抵抗がある人のためにホームページからダウンロードできるようになっている。



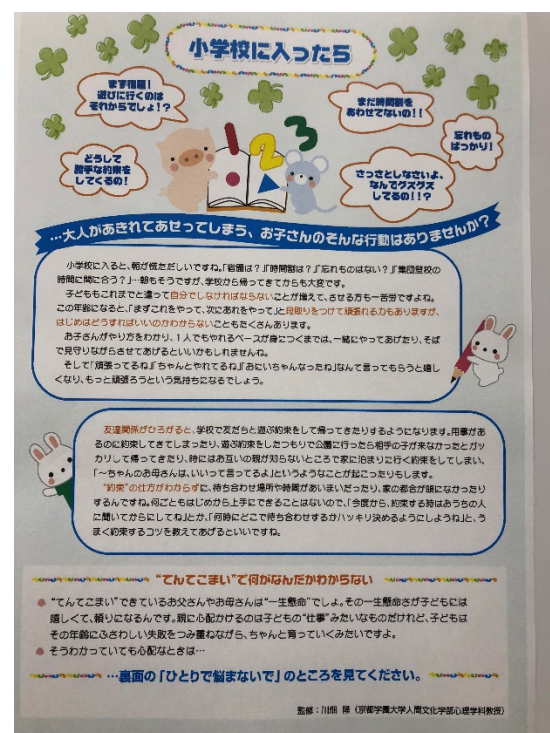
〔写真5〕1歳の子どものって



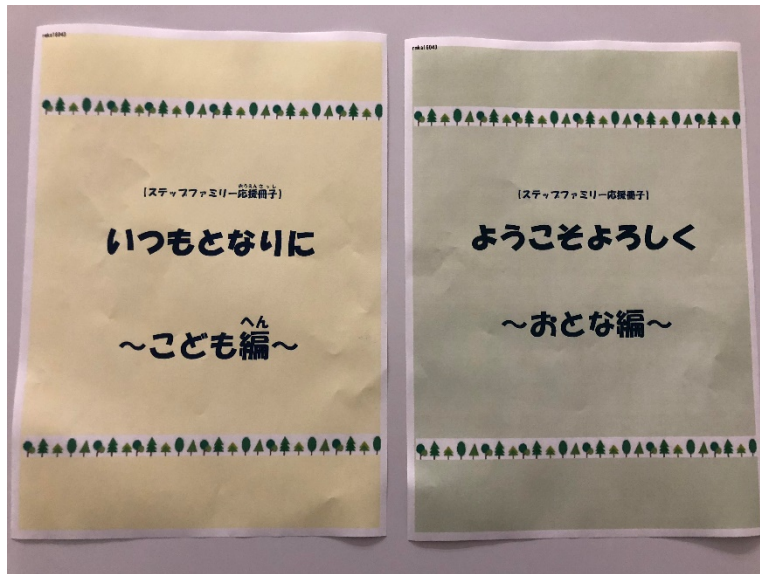
〔写真6〕3歳の子どものって



〔写真7〕5歳の子どものって



〔写真8〕小学校に入ったら



〔写真9〕

右：ようこそよろしく～おとな編～

左：いつもとなりに～こども編～

4. 今後の課題

(1) 効果的で効率的な進行管理

台帳管理のケースが増えていく一方で、丁寧なアセスメントをしながらも時間をかけずに管理していくことが求められる。そのためにも、効率的なアセスメント力と的確な支援方針を決定していく能力が必要である。

(2) 人材育成による資質の向上と専門性

人事異動に対する職員のレベルの維持のため、新人職員及び新任職員には十数時間のカリキュラムを課し3か月にかけて取り組んでいる。また、長期に関わる相談員と人事異動による新しい視点を取り入れることで資質の向上を図っている。ケース会議の効果的な運営をすることも必要である。

(3) ネットワーク支援と資源の構築

子ども総合相談センターはハイリスクに特化して支援しているが、子育て世代包括支援センター、地域・民間支援、子育て支援など、全体的に連携していけるよう日頃の関係作りが重要である。

5. 枚方市子ども総合相談センターの概要

枚方市の枚方市子ども総合相談センターは、家庭児童相談担当課長のもと家庭児童相談グループと虐待対応専任の地域相談グループによる2つのグループ体制による対応を行っている。地域相談グループでは虐待通告の受理と初期対応を行う。専任の対応がいることで通告に対して迅速な対応、所属機関や家庭への訪問を丁寧に行っている。また、地域担当制で主担と副担の2名で対応し、「顔の見える関係」を築いている。どちらかが移動しても片方が残ることで、それまでと変わらない関係を継続することができるようにしている。



一方の家庭児童相談グループは臨床心理士の資格を持っている職員7名（うち非常勤4



名）が中心となって対応をしている。枚方市の特徴として相談実数の半分以上が虐待以外で、地域の相談の場として根付いており、子どもの問題を早期に対応することで、虐待予防の役割にもなっている。カウンセリングや子どもへの心理テストやプレイセラピー等、家族への支援、子どものアセスメントと支援などを行っている。

そして、子ども総合センターは枚方市駅と直結でバスの便も良い立地にあるため相談者が行きやすい環境にあることも利点である。ここでは親子関係、子育て、友達のことなど、18歳未満の子どもについての相談にのる「家庭児童相談」の他、15歳からおおむね39歳までの方の不登校やひきこもり相談を受け、就労につなげる「ひきこもり等子ども・若者相談支援センター」・

ひとり親や今後ひとり親になるかもしれない方の自立のための相談を受ける「ひとり親相談」を行っている。

家庭児童相談では相談室が4部屋用意されており、相談者の年齢によって相談室の部屋が分けられている。各部屋毎に異なる玩具や絵本等が置かれており、リラックスしながら相談ができる空間づくりがされている（完全に部屋が密閉されていない点はハード面の課題でもあるが、プラス面もあろう。）。また、子どもの行動観察やプレイセラピーが行うためのプレイルームも2部屋設置されている。他にも、ひきこもり等子ども・若者相談とひとり親相談にも別に、4つの相談室が設置されている。

6. 全体の感想

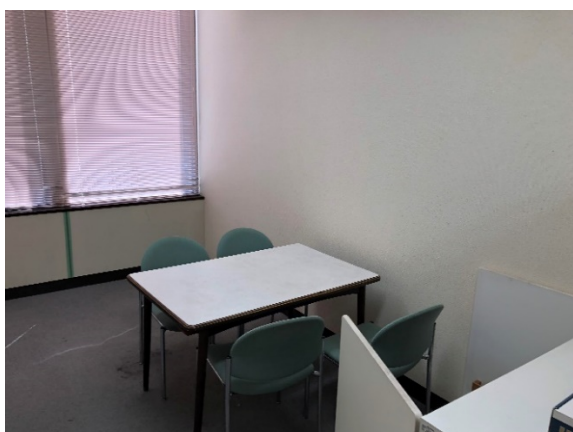
今回の改正による包括支援センターとの一体化との視点は感じられなかった。この感じられなかったというのは否定的な意味ではなく、改正により意識するまでもなく、これまで長くこの体制・運営を構築してきたことによるのであろう。担当者が細部に至るまで子ども・養育者視点での工夫を凝らしている。なお、商業ビルという立地も入りやすさといったプラス面に転換させている。環境をどう生かすはその自治体次第ということになるだろう。関係機関に理解してもらい、利用してもらおうという視点でのパンフレット等の工夫は他の自治体の参考となるだろう。その意味で他の自治体に比して格別のページ数になったが敢えて頁を割いた。



プレイルーム 1



プレイルーム 2



相談室 1



相談室 2



相談室 3



相談室 4

〔図 1〕 Map Fan より引用

<https://mapfan.com/pref/27> (2018 年 3 月 7 日閲覧)

〔写真 4〕 HIRAKATA@PEACE ひらかた@PEACE 委員会 より引用

<http://hirakata-p.jp/peace/event/20160603.html> (2018 年 3 月 8 日閲覧)

ヒアリング調査報告

鈴木秀洋

小島佳那子

小田くるみ

中島由美子

保志幸子

松戸市 ヒアリング調査報告

ヒアリング実施日：2018年3月2日

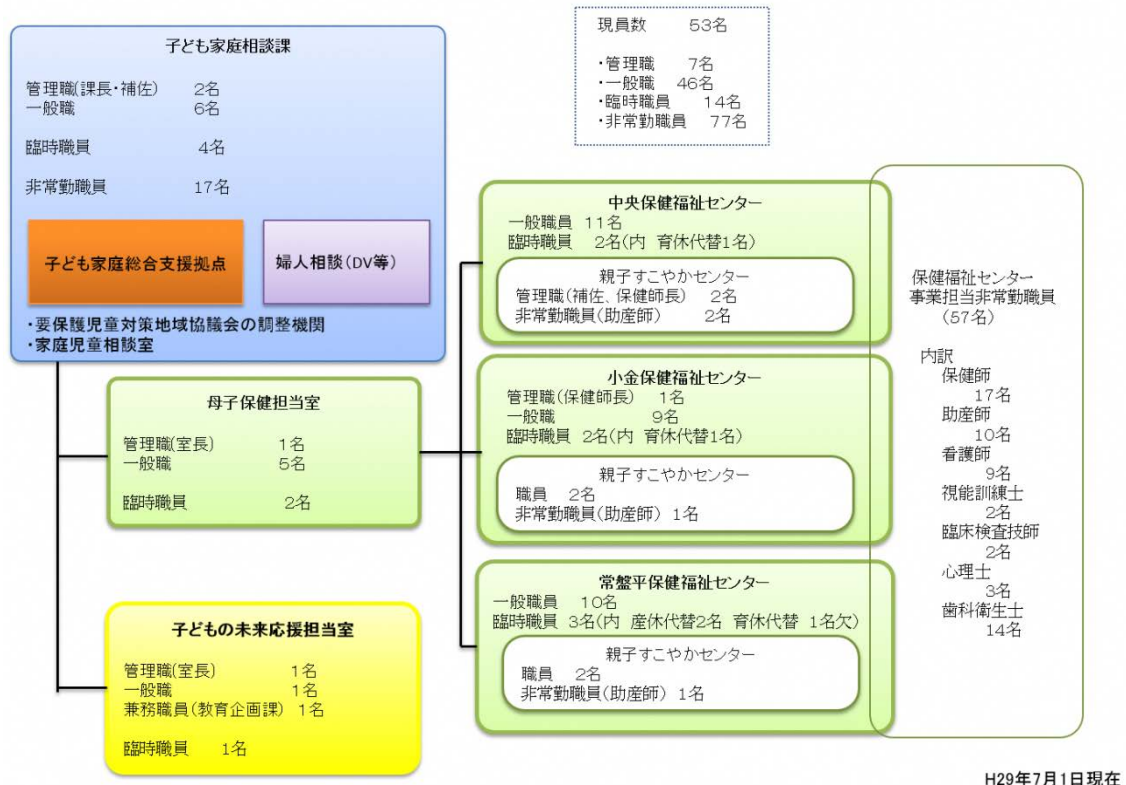
1. 松戸市の概要

- (1) 面積
61 km²
- (2) 人口
487,091 人
- (3) 児童数
72,722 人
※18歳未満
- (4) 類型
中規模型
※児童数で考える
- (5) 組織体制・人員配置



↑ (図1) 千葉県における松戸市の位置

平成29年度子ども家庭相談課の組織・職員体制(イメージ図)



課名	担当室名	事務の概目
子ども家庭相談課		・家庭児童相談に関すること。 ・児童虐待の予防と対応に関すること。 ・居住実態が把握できない児童に関すること。 ・要保護児童対策地域協議会に関すること。 ・児童短期入所事業に関すること。 ・助産施設への入所に関すること。 ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく同居児童の届出に関すること。 ・婦人相談に関すること。 ・一時保護施設運営費補助に関すること。 ・養育医療に関すること。
	母子保健担当室	・養育支援訪問事業の統括に関すること。 ・保健福祉センターの母子保健及び児童虐待の予防等に係る統括に関すること。 ・母子保健型利用者支援業務の統括に関すること。 ・産後ケア業務の統括に関すること。 ・不妊治療費の助成に関すること。 ・妊婦及び乳幼児の健康診査及び歯科健康診査に関すること。 ・健康推進課との連絡調整に関すること。
	子どもの未来応援担当室	・子どもの貧困に関すること。

子ども家庭総合支援拠点の人員		
担当	資格	人数
子ども家庭支援員	・児童福祉司任用資格を有する者（2名） ・社会福祉士（1名）	3名
心理担当支援員	・臨床心理士（1名） ・精神保健福祉士（1名）	2名
虐待対応専門員	・社会福祉士（3名） ・社会福祉士となる資格を有する者（2名） ・学校長経験者（3名） ・教員免許所有者（1名） ・保育士免許所有者（1名）	10名
安全確認対応職員	・臨床心理士（1名）	1名
事務処理対応職員		1名
		合計 17名

当初は人口規模に応じて大規模型の設置を検討していたのだが、児童数で考えて中規模型の設置とした（なお、上記人数は非常勤職員を含む）。

2. 該当拠点の概要

従来から保健部門や教育部門との連携を取っていたのだが、さらに子どもの命を守るために連携を強化することを考えていたことから、子ども家庭総合支援拠点を設置した。

非常勤職員については、従前も人員を多く配置していたことから、要綱上の虐待対応専門員として位置づけて拠点設置の機能を果たすようにした。

3. 支援拠点開設に有効だった事柄

(1) 要綱設置

国の定めた市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱を参考に作成した。

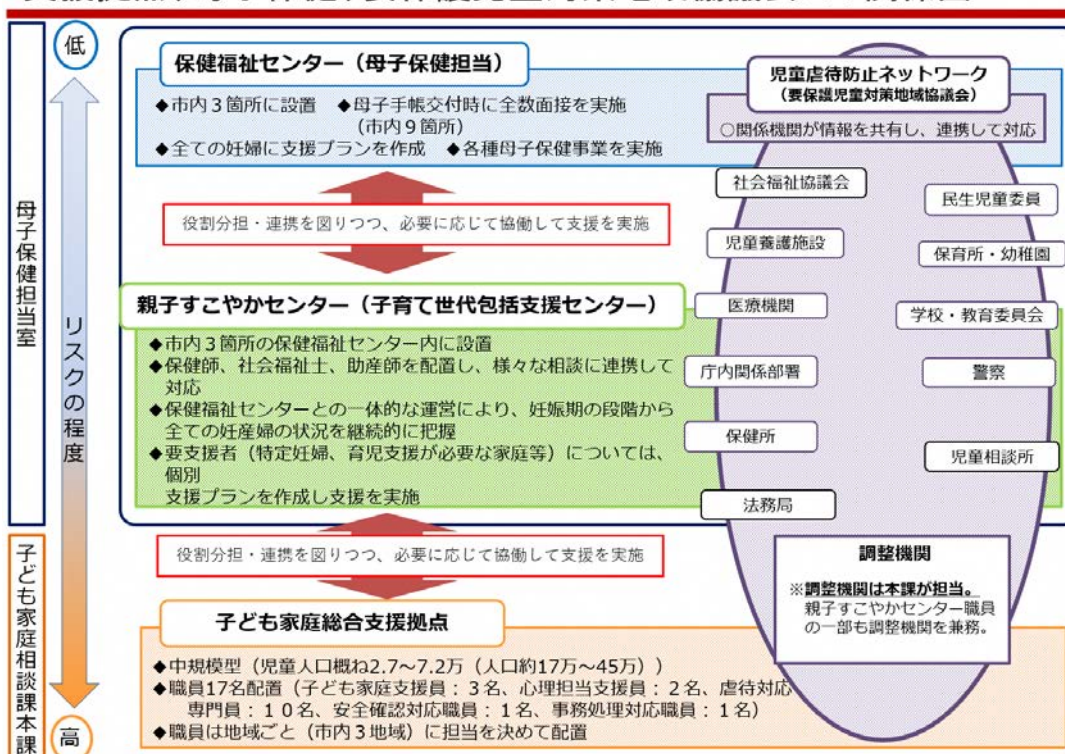
要綱を作ることで、補助金を得て組織体制を確実にすることできる。継続して維持することができる。

(2) 保健部門との連携

母子保健担当室と同じ課の中にあることから、連携が取りやすくなっている。母子保健担当室内にある親子すこやかセンター（子育て世代包括支援センター）で社会福祉士が必ず含まれている。現在は保健師や助産師も配置しており、特定妊婦から乳幼児までの把握ができ、連携して情報交換をしている。

地区の保健師とも何か問題があれば、一緒に訪問や面談を行う等を連携して取り組んでいる。具体的には、特定妊婦を把握して対応を考える会議や、養育支援訪問事業についても互いに参加する等して連携している。

支援拠点、母子保健、要保護児童対策地域協議会との関係図



（３）教育部門との連携

要保護児童対策地域協議会とは別に、教育委員会が行っている会議に参加している。要保護児童対策地域協議会とも被る面もあるが、教育委員会や教育現場の問題の捉え方の相違などもあり、有益な場となっている。

個々のケースでは虐待対応専門員が直接学校に訪問する等の連携を従来からしている。児童と話をすることや、校長等の教員と話をする等を通じて日々連携を取っている。また松戸市では虐待対応専門員として地区に１名ずつ学校長経験者が入っており、教育委員会との連携を上手くとることが出来ている。

①教育委員会との情報交換

各学期に情報交換会を開催し、気になる児童についての情報共有を行っている。今年度からは、ケース進行管理表を学校ごとに分けて作成し、教育委員会に提示している。

②学校警察連絡協議会等への出席

今年度から出席している。情報共有を行い、連携を取っている。

小学校、中学校、高等学校、警察、その他の関係機関と連協議等を行っている。

③松戸市中学校生徒指導連絡協議会への出席

中学校（公立、私立）の生徒指導の先生が集まり、警察や児童相談所、青少年センター、子ども家庭相談課が参加して情報共有を行っている。

④スクールソーシャルワーカー

松戸市では、昨年度から試行的にスクールソーシャルワーカーを常駐している学校を設けている。スクールソーシャルワーカーは、今年度の個別ケース検討会議等にも参加しており、連携を取り始めている。今後の連携や役割分担、情報共有の体制構築を進めていこうと考えている。

また、従前より県費のスクールソーシャルワーカーは東葛飾地区に２名、派遣型として設置しており、制度的には併用となる。それに上乘せが必要なのではないかとの判断である。それにより、子ども家庭相談課との連携が強化されることを期待している。

情報交換	教育委員会との情報交換	年 3 回実施予定 * 学期毎に 1 回 平成 30 年 6 月予定 平成 30 年 11 月予定 平成 31 年 2 月予定	教育委員会 ・ 学務課 ・ 指導課 ・ 教育研究所
	学校警察連絡協議会等への出席		関係機関等 ・ 小学校 ・ 中学校 ・ 高等学校 ・ 警察
	松戸市中学校生徒指導連絡協議会への出席		関係機関等 ・ 児童相談所 ・ 警察

* 松戸市提供：「松戸市児童虐待防止ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）平成 30 年度活動方針及び活動計画（案）」より引用

（４）研修への参加

採用した後にスキルアップが求められることから、積極的に研修へ参加している。県の研修や外部の研修に参加させることに加えて、市でも独自の研修を行っている。研修の位置付けとしては、財政援助はしないものの、自主的な任意のものというよりは、公的に働きかけるというスタンスである。

（５）人員の確保

専門職の募集に関しては、現状は、周辺地域自治体よりも少し高めの賃金の設定をしていることから集めることが出来ていると考えている。

また、この仕事にやりがいを感じ、成果を得たりすることで、非常勤職員であっても採用を更新する者もいる。しかし、現状のようなきめ細かいサポートを非常勤職員（雇う側にとっても、雇われる側にとっても不安定。来年の体制が読めない）で今後十分に体制継続ができるのかという問題は大きく、常勤職員の配置が大きな課題である。

（６）アドバイザーの配置

スーパーバイザーを配置する予定であったが、今年度は配置することが出来なかった。その代わりに平成 28 年度から実施しているアドバイザー研修でケース対応に関する助言を受けている。アドバイザーは、小児精神科医（児童相談所での勤務経験あり）に依頼し、年に 6 回研修を実施した。

平成28年度は、精神疾患をもった保護者が関係している事例で、精神科医への相談に相応しいものを選んでいたため、事例選定に時間がかかり、かえって担当者の負担となってしまうため、今年度からは方法を変え、アドバイザーに定例会議や地区会議といった通常の会議に参加していただき、事例の性質を問わず助言を頂くようにした。これにより、スーパーバイザーと同様な効果を得ることができた。

(7) 具体的支援手法の共有など（日常的な支援活動）

寄り添い型の支援を積極的にすすめたことで、「指導により改善」という終結ができる事例が出てきた。職員に対しては、「学校や保育所などの児童の所属機関へ見守り状況を聞きに行くだけでは訪問とはいえない。」とこれまでの態度を見直し、児童本人や保護者と会って話をするを基本とすること、電話や面接等を拒否されている事案であっても必ず児童の目視をすること、初動体制として迅速に状況確認を行うことなどの基本的事項を徹底することによって、自分たちなりの支援指針の形を作ってきた。このような支援指針が徹底されることで、保育所から持ち込まれる相談事案が増えたり、逆に保育所での保育が必要と認める児童の入所申請支援を行う場合に円滑な連携を幼児保育課課と図れたり、生活保護のケースワーカーともより緊密な連携を図って経済困窮支援を図れたりと他機関との連携をスムーズに図ることが出来るようになった。

4. 拠点を設置したことで有効だった事柄

これまでの家庭児童相談室での相談や虐待対応の時は、必ずしも資格を重視してこなかったが、今回の拠点整備における人員配置基準によれば、児童福祉業務遂行という観点から子どもに係る専門家が求められている。これにより、組織体制上、教員免許所有者や保育士免許所有者だけでなく、社会福祉士や臨床心理士、精神保健福祉士の人材を採用してより専門的知見を基にした支援対応を目指していること。

また、個々のケース対応をしていく中で、直接の具体的な寄り添い型の指導ができるようになったことが利点であると考えられる。

5. 今後の方針

子ども家庭総合支援拠点の内容は、虐待に特化したものではない。要綱やガイドラインを読み込んでいくと、子育てに関することの全てを行わなくてはいけない内容になっている。

市民に対しても虐待だけを専門に行う所ではなく、子育てに関する幅広いことを行うのだということを広めていかななくてはいけないと考えている。

松戸市中央保健福祉センター →



6. 今回の拠点整備に関する国等への要望

(1) 組織の違い

家庭児童相談室と子ども家庭総合支援拠点の違いが不明確である。完全一致でないことはわかるが、厚労省が示したイメージ図だけでは具体的にどう違うのかがわからない。

家庭児童相談室は社会福祉法で、子ども家庭総合支援拠点は児童福祉法といったわけ方をして考えたが、国としてはどのように分けるイメージをしているのか明確にしてほしい。

(2) 補助金

国の補助金の対象は、正規職員ではなく、非常勤職員になっており、このことは継続的な体制整備が難しい結果を招来している。非常勤職員では、組織的な判断を行うことは難しい。非常勤分の補助金を進めることは、虐待最前線の責任を担わせる面で待遇面とバランス上の難点がある。

(3) 配置している職員の役割

要綱上の規定を読む限り、子ども家庭支援員と虐待対応専門員の職務の区別が明確ではない。関係機関との調整を子ども家庭支援員が担うとなっているが、実際に関係機関と共に支援活動をするからこそ連携が図れると考えている。子ども家庭支援員を支援担当、虐待対応専門員を介入型担当と位置付けるとしても、両者の区別は現場では難しく、それを分ける不効率性の方が大きい。両者を区別する設定に現場からは疑問を感じる。

また、心理担当支援員についても、児童相談所でなく拠点においては、実際は、純粹に心理担当として箱庭等の心理判定をすることよりもケースワーク的な役割を担うことが期待されることが多い。厳格な心理資格を有するものではないとするのであれば、設置を基準とする意味を明確にすべきである。安全確認対応職員の設置についての具体例についても、単に現場確認をするだけでは済まないはずであり、配置役割を具体化すべき。

現状は、子ども家庭支援員と虐待対応専門員に関しては、要綱上の職務の内容をお互いに兼ねて行っているので、どのようにカウントしてもこの点では補助金の要件を満たす。

（４）児童相談所について

千葉県では以前から逆送致が行われてきたが、今回の児童福祉法の改正、そして拠点の設置についての影の影響としては、法定化されたことにより在宅支援ケースが一度に逆送致されるのではないかと危惧していたが、現在までのところそのような事態になっておらず、かえって逆送致数は減少している。その原因を明確にしていないが、以前は、逆送致直前にケースを引継ぐために担当者間での打合せや合同家庭訪問などを行っていたところ、最近では、児童相談所と共に支援する期間が長くなり、市でもケース化する必要があるので逆送致という行為が不明確になっている状況があるのではないかと考えている。今後は、そのようなケースの対応について、児童相談所と検討する必要があると考えている。

児童相談所と市の子ども担当部署（拠点）の位置付けは上下の関係ではないので、ケース対応についても対等な話し合いが行われるべきである。例えば、他の自治体でも聞かれることであるが、施設入所していた児童の保護解除がなされたことを市の担当者が知らなかったり、児童相談所と共に関わっていたケースについて児童相談所が終結したのを知らなかったり、連携が図れていないこともある。また、家庭において虐待が行われていることを学校の教職員が発見した場合に児童相談所に通告すると、児童相談所から市を通して通告するようにといわれ、直接学校からの通告を受けないという場合もある。確かに、児童相談所が抱えているケースが多いことは分かるが、支援拠点として市の役割が明確になっていく中、早急な一時保護が明らかに必要な場合など児童相談所への通告が最善と考えられ、役割分担の明確化が必要である。

7. 全体の感想

児童福祉法の改正を機に体制を作ったわけではなく、従前から体制を整備してきた松戸市としては、ある意味補助金を取り込んで、今後の体制整備にも役立て得るという程度の意味しかないようにも見受けられた。しかし、担当者が法務担当をバックグラウンドとしていることから、機能を果たしているから拠点が出来ていると宣言すればよいとは考えておらず、拠点というためには要綱を作り、体制を法的にきちんと位置付けて継続的なものとする必要があると考えているようであった。ヒアリングを通して、拠点の光と影の部分にまで議論が及んだが、都道府県と市区町村との関係の在り方とも関連して、今回の拠点を市区町村に義務を課したことで、都道府県の意識改革がないと下部機関に仕事を押し付ける契機になってしまう危険をはらむことが指摘された。全国の自治体にとって、拠点がなぜ必要なのか、何を担うのか、もう一度改正理念に戻ることが必要であること、それを強調することが必要であることを強く感じた。

松戸市子ども家庭総合支援拠点設置要綱

(設置)

第1条 子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、子ども及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努め、情報の提供を行い、家庭その他からの相談に応じ、調査及び指導を行うとともに、その他の必要な支援に係る業務を適切に行うため、子ども家庭相談課に松戸市子ども家庭総合支援拠点（以下「支援拠点」という。）を置く。

(業務)

第2条 支援拠点の業務内容は、「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱（平成29年3月31日付け雇児発0331第49号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「国支援拠点設置運営要綱」という。）に定めるとおりとする。

(職員)

第3条 支援拠点の職員は、国支援拠点設置運営要綱に基づき配置するものとする。

2 支援拠点の職員の職務及び資格等は、国支援拠点設置運営要綱に定めるとおりとする。

(支援拠点の職員の身分等)

第4条 支援拠点の職員は、一般職の非常勤職員とし、任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

(事務次官通知及び児童局長通知の準用)

第5条 支援拠点の設置運営に関してこの要綱に定めのない事項は、国支援拠点設置運営要綱を準用する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

家庭児童相談受付状況

1. 家庭児童相談件数 松戸市子ども部子ども家庭相談課

年度	養護相談		保健相談	障害相談				非行相談	育成相談				その他の相談	合計
	虐待	その他		肢体	言語	重心	知的		性格	不登校	適性	しつけ		
H26	512	87	2	0	1	0	1	3	51	28	3	44	135	867
H27	582	66	6	0	5	0	1	3	40	32	4	40	160	939
H28	685	41	0	0	0	1	0	0	27	24	1	39	148	966

2. 児童虐待相談件数 (単位 人)

(1) 発生件数

年度	計	身体的虐待		性的虐待		心理的虐待		ネグレクト	
			構成比		構成比		構成比		構成比
H23	310	109	35%	5	2%	75	24%	121	39%
H24	353	155	44%	4	1%	69	20%	125	35%
H25	360	96	27%	7	2%	82	23%	175	49%
H26	512	102	20%	7	1%	220	43%	183	36%
H27	582	133	23%	4	1%	276	47%	169	29%
H28	685	156	23%	9	1%	289	42%	231	34%

相談室 →
↓



← ヒアリング風景

(図 1) Map Fan より引用

URL : <https://mapfan.com/pref/12> (閲覧日 : 2018 年 3 月 5 日)

ヒアリング調査報告

鈴木秀洋

井上玲亜

港区 ヒアリング調査報告

ヒアリング実施日：2018 年 3 月 6 日

1. 東京都港区の概要

①面積

20.37 km²

②児童数

38,320 人

(2018 年 1 月 1 日時点)

③類型

中規模型



区は、子ども家庭支援センターを平成 12 年 4 月に設置し、子育て相談や子育て支援サービスの提供、子どもと子育て中の保護者同士の交流の場として、親子ふれあい広場を整備してきた。

平成 17 年 10 月には、児童福祉法改正に伴い、先駆型子ども家庭支援センターとして児童虐待対応を開始し、平成 18 年 7 月からは港区要保護児童対策地域協議会の調整機関として、地域連携による支援を調整する役割を果たしている。

平成 24 年 2 月、区の保健所業務が新庁舎に統合されることに伴い、保健所と併設することで子どもと子育て家庭への支援強化を図るために、みなと保健所の 2 階に移転し、妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援に取り組んでいる。平成 29 年度からは、保健所とともに子育て世代包括支援センターの役割を担い、母子保健分野と子育て支援分野の両面から一体的な支援を行うためより一層の連携強化を目指している。

支援拠点として平成 30 年 4 月から、設置運営要綱で規定する職員の人員体制を整え位置づけることとしている。



みなと保健所(港区三田)



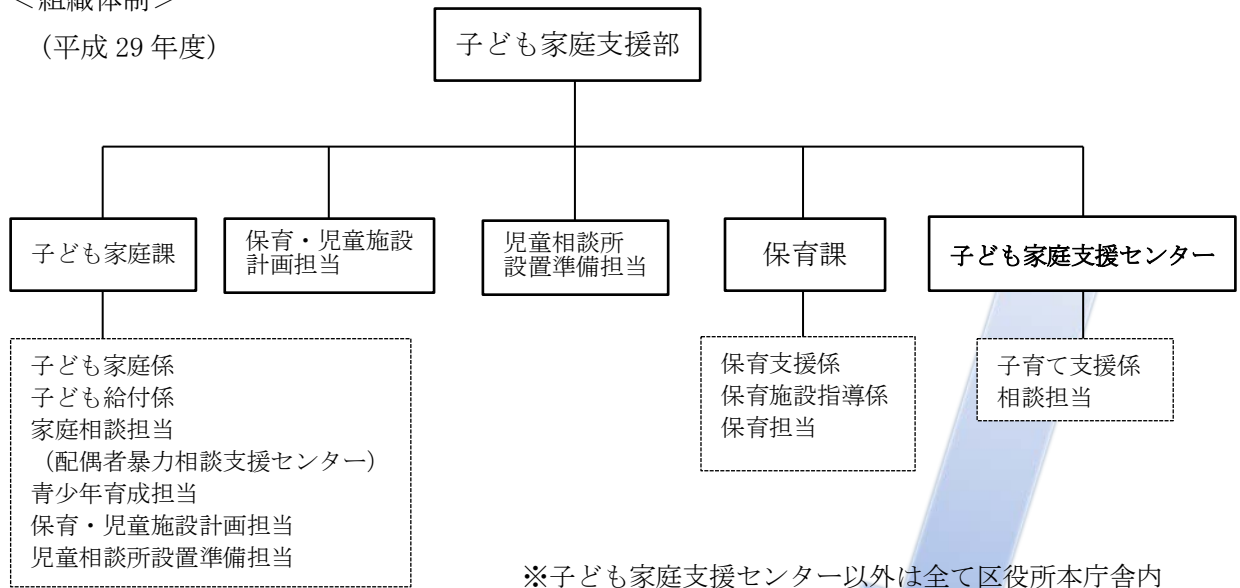
保健所玄関
(自動ドアの奥が総合案内)

フロア

8	大会議室
7	各種検査室
6	健診フロア、エックス線室
5	生活衛生課(食品衛生・環境衛生・医務薬事)
4	保健予防課、健康推進課
3	成人・乳幼児健診フロア
2	子ども家庭支援センター 休日歯科応急診療所・栄養指導室
1	生活衛生課(庶務)、情報展示コーナー

<組織体制>

(平成 29 年度)



子ども家庭支援センター

<人員>

所長 1 名 (課長級)

子育て支援係 5 名 (係長 1 名、正規職員 3 名、非常勤職員 2 名)

相談担当 16 名 (担当係長 3 名、正規職員 6 名、非常勤職員 8 名)

その他 臨床心理士 1 名 (委託)、保健師 1 名 (委託)

※相談担当の非常勤職員には、相談業務推進専門員 (児童相談所 OB) 2 名及び虐待対応専門相談員 (警察 OB) 1 名を含む

<子ども家庭支援センターの事務事業の概要>

子ども家庭支援センター	子育て支援係	子ども家庭支援センターの運営、子どもと子育ての総合相談、子育て支援サービスの提供 (派遣型一時保育、育児サポート子むすび、乳幼児ショートステイ、港区実施事業における一時保育等)、子育て支援施設の管理 (子育てひろば、乳幼児一時預かり、みなと子育てサポートハウス、みなと子育て応援プラザ、みなと保育サポート)、子育てコーディネーター事業、子ども・子育て情報提供 (子育てハンドブック、出産・子育て応援メール配信)、港区子育て支援員研修、港区地域こぞって子育て懇談会、港区産前産後家事・育児支援サービス
	相談担当	子どもと子育ての総合相談、子どもに対する虐待の防止、要保護児童対策地域協議会調整・運営、みなと子ども相談ねっこの運営、養育支援訪問等

「港区の子ども・家庭支援」

平成 29 年度 (2017 年度) 版事業概要より

2. 支援拠点に係る概要

子ども家庭支援センターは主に、子ども子育ての総合相談、子ども子育て支援サービスの提供、子育て情報の収集・提供、子育て支援を行う各団体等のネットワークづくりの支援(港区地域こぞって子育て懇談会の開催等)を行っている。

相談事業は、電話・面接・訪問等により実施しており、平日（火曜日・木曜日）は、午後7時まで、土曜日も開館するなど、様々な状況の子どもや家庭からの相談を受け付けている。平成28年度の相談の新規受理件数は948件で、3年前の1.5倍となっており、そのうちの約半数の477件が虐待に関する相談である。また、近年は子どもの発達について臨床心理士や保健師への相談（専門相談）希望が多くあり、平成29年度からは、臨床心理士による相談を週3回から6回に増やし実施している。

さらに、子ども自身がスマートフォン等から相談できる「みなと子ども相談ねっと」（平成26年度～）や、子育てコーディネーター事業（利用者支援事業基本型）（平成27年度～）による子育て家庭へのきめ細かな支援を実施することで、相談体制の充実を図っている。

子育て情報の提供に関しては、区の多岐に渡る子育て情報をまとめた港区子育てハンドブック「みんなとKIDS」の日本語版、英語版を毎年（中国語版、ハングル版は隔年）発行し、妊娠届書の受付時に母子手帳とともに配布している。平成28年3月からはタイムリーな子育て情報を配信する「出産・子育て応援メール」事業を開始するなど、よりわかりやすく利用しやすい子育て情報の提供に取り組んでいる。



← 港区子育てハンドブック「みんなとKIDS」

（左からハングル語版、中国語版、英語版、日本語版）

18歳未満を対象に、区の各種制度、情報等を紹介。“妊娠したら”“赤ちゃんが生まれたら”“子どもの健康”等 章ごとに情報がまとめられている。

子ども向け啓発パンフレット

子ども自身が安心して相談することができるように、相談先や相談方法を掲載。「みなと子ども相談ねっと」の登録方法などをわかりやすく説明している。区内の公立の小中学校全生徒に毎年配布している。

こんな相談 ができるよ!

- 最近友達がつめたいです。仲よくしたいのに、かげで悪口を言われています。何が原因かわかりません。つらいです。** 小3女子
- 塾の勉強と学校の宿題で大変です。疲れました。どうしたらいいですか。** 小5男子
- 親に対してイライラします。話を聞きもしないで、悪いのはこっちだと決めつけるし。まじウザイ。** 中2男子
- 忙しかったからLINEを既読無視していたら、仲間からジカトされるようになりました。学校に行きたくないです。** 高2女子

相談するにはこんな方法があります

- ※名前を言わなくても相談できます。
- ※秘密は守ります。
- ※港区に住む18歳未満の子どもなら誰でも相談できます。

ねっとで相談
携帯電話、スマートフォンやパソコンからみなと子ども相談ねっとに相談することができます。詳しくはページをひらいてみてね!

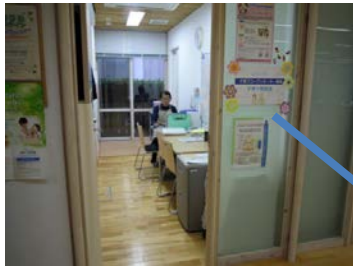
電話で相談
相談専用電話 **03-6400-0092**
※月・水・金・土 午前9時から午後5時まで
※火・木 午前9時から午後7時まで

会って相談
港区立 子ども家庭支援センター 港三丁目4-9 4F(4F保健室2階)
※月・水・金・土 午前9時から午後5時まで
※火・木 午前9時から午後7時まで
※相談員がいない日に行けません。

<子ども家庭支援センターの見取り図>

子育てコーディネーター相談室

「子育てコーディネーター」が子育てに関する悩みや不安にきめ細やかに寄り添い、専門機関や子ども・子育て支援サービスを紹介する。年間延べ約1,600件の利用がある(利用者支援事業基本型)。



相談室

2室設置。子どもを遊ばせながらゆっくりと相談することができる。



情報提供コーナー

子ども・子育て支援サービスに関するパンフレットや子育て関連図書の閲覧・貸出ができる。飲食も可能なコーナー(電子レンジを設置)



地域活動室

区内の子育てサークルや子育て支援活動をしているグループが無料で利用できる。

受付カウンター

来館者の受付のほか、子育て支援サービスに関する相談や申し込みができる。



親子ふれあい広場

乳幼児(0~3歳)と保護者がゆっくり遊ぶためのスペース

3. 支援拠点としての機能

(1) 妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援

支援拠点である子ども家庭支援センターが、子育て世代包括支援センターの役割を共に担う保健所と併設されていることは、利用者にとって切れ目のない支援を受けやすい環境となっている。

例えば保健所が開催する母親学級で、「産前産後家事・育児支援サービス」[※]についての説明を受け、終了後に同じ建物内の子ども家庭支援センターに立ち寄り利用登録をしていく姿などが見られる。また、保健所で実施する1歳半健診の合間に、親子ふれあい広場で子どもを遊ばせている時に子育てコーディネーター相談室のことを知り、利用したことがきっかけとなり、その後も継続的に子育てに関する相談をするようになった例などが挙げられる。

妊婦訪問やこんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）、医療機関からの情報提供などにより、特に心配な妊婦（特定妊婦）や産後うつ傾向の母親が見られた時にはすぐに情報を共有し、保健師と子ども家庭支援センターの相談員が共に面談や家庭訪問を実施し、社会資源（区の各事業）につなげるなど連携したスムーズな支援も見られる。

また、子ども家庭支援センターの同一組織の中に、様々な子ども子育て支援事業に関する情報提供や事業実施を行う子育て支援係があることも効果的となっている。例えば親子ふれあい広場に遊びに来ていた親子の様子から、講座の参加者の中から、サービスの申し込みに来ていた母親の話の中から、子育てコーディネーター相談者の中から、深刻な悩みを抱えている様子がわかり、相談担当のケースにつながった例も少なくない。

子ども家庭支援センターはこうした体制の中で、特に支援が必要な心配なケースを早期に発見し切れ目のない支援につなげ、深刻な育児不安や虐待の未然防止の機能を果たしていくことが期待される。

※「産前産後家事・育児支援サービス」・・・ホームヘルパーや母子専門の支援員「産後ドゥーラ」が家庭を訪問する。

(2) 要保護児童対策地域協議会の取組

ア 取組について

区は平成18年7月に港区要保護児童対策地域協議会を設置し、子ども家庭支援センターがその調整機関の役割を担っている。

代表者会議、進行管理会議等の開催により関係機関との情報共有に努めるほか、関係機関向け研修（年5回程度）の開催、居所不明児童の対応、要保護児童等の定期的な出欠状況の確認などを行っている。また、学校長会、幼稚園長会、保育園長会、児童館長会、民生委員・児童委員協議会、医師会、歯科医師会などに職員が出向き、虐待対応マニュアル（区で作成し関係機関に広く配布している）を活用しながら、児童虐待対応に関する説明と協力を呼び掛けている。併せて、関係機関が主催する研修でも職員が講師となる等、関係機関の虐待対応力向上を目指した周知に取り組んでいる。

イ 人員体制について

子ども家庭支援センター相談担当は、平成 28 年度から相談者の居住地により担当を分ける地区担当制とした。これにより、保育園・学校、民生委員・児童委員など地域の関係機関と職員との関係がより密接となり、協力が得られやすく、スムーズな対応につながっている。

また、平成 29 年度より虐待対応専門相談員（非常勤）として警察 OB を配置したことにより、警察との関係が強化されている。区内を管轄する 6 つの警察署とは、これまでも関係者会議のほかに連絡会を実施することなどにより情報共有を行っているが、虐待対応専門相談員の配置により日々のケースに関する情報提供や協力が得られやすくなり、連携が深まっている。



港区児童虐待対応マニュアル(抜粋)

4. 今後の課題

区は、平成 33 年（2021 年）に都心港区の家庭が楽しくいきいきと子育てを楽しむことができるように、多様な文化や人との出会い・交流や学習の場として子育てを応援するとともに、子どもと家庭の状況に応じた支援機能と児童相談所の専門機能を一体化させ、総合的に支援していくための拠点施設として、子ども家庭支援センター、児童相談所、母子生活支援施設の複合施設「(仮称)港区子ども家庭総合支援センター」を南青山に整備する。また、子ども家庭支援センターに、現在区役所本庁舎にある家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）の機能を統合しさらなる機能の充実を図っていく。

支援を必要とする子どもや家庭へ、身近な存在である区が継続的に支援をしていくために、社会資源（養育支援訪問、一時預かり、派遣型一時保育、産前産後家事・育児支援サービス、乳幼児等ショートステイ等）を充実させていく必要があると考える。例えば平成 30 年度から実施する要支援家庭を対象としたショートステイ事業や産後要支援母子ショートステイ事業は、児童の養育が困難な家庭への支援として虐待の未然防止を図るだけでなく、児童相談所による一時保護や、社会的養護からの措置解除後に、子どもが地域で安定して生活していくための支援にもつながる。また現在、愛育クリニック児童精神科へ委託して実施している要保護児童等の保護者へのプログラム「CARE」等の親支援プログラムをさらに充実させていくことも検討している。

関係機関等との連携については、要保護児童対策地域協議会の取組として、引き続き周知に努め、児童虐待の地域の対応力の強化を図るとともに、地域で子育てを支える体制づくりを目指し、これまで以上に多くの企業や NPO、大学、ボランティアなど多様な主体が連携するネットワークの構築に向けても取り組んでいく。子育てを支援する区民の養成については、里親養育の担い手も視野に入れた取組をおこなっていく。こうした取組を通して、様々な機関と連携しながら、子どもと子育て家庭を切れ目なく支援する拠点を目指していく。

5. 全体の感想

港区は、保健所内と子ども所内の連携に関して、物理的にも、ソフト面にも活かしてきた自治体である。様々な住民層を想定したグラデーション的な支援の特徴であり、拠点として先進的な自治体の例として、他の自治体のモデルとなろう。

ヒアリング調査報告
鈴木秀洋
中島由美子

豊田市 ヒアリング調査報告

ヒアリング実施日：2018 年 3 月 1 日

1. 豊田市の概要

①面積

918.32 km²

②人口

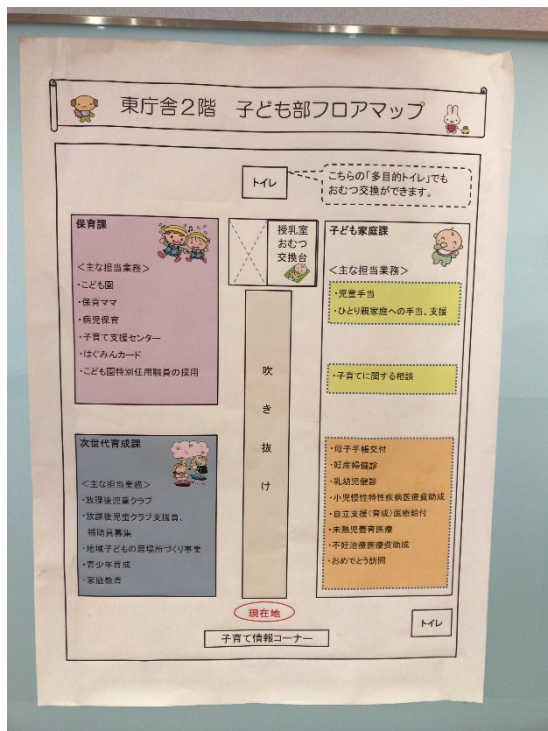
423,916 人

③児童数

73,681 人

④類型

大規模型



豊田市では、豊田市役所内の2階を「子ども部」として母子手帳の交付から子育て相談対応、保育支援、放課後児童クラブや家庭教育に関係することまでを一つのフロアで行っている。

←豊田市役所内 2F「子ども家庭課」フロアマップ

<子ども家庭課人員配置>

子ども家庭支援員	7名	心理担当支援員	2名
・社会福祉士	1名	・社会福祉士	1名
・教職免許保有者	2名	・精神保健福祉士	1名
・保育士	2名		
・社会福祉主事	1名		
・児童福祉司	1名		
虐待対応専門員	8名		
・社会福祉士	3名		
・精神保健福祉士	1名		
・保健師	3名		
・社会福祉主事	1名		

<拠点内の設備>



←プライバシーに配慮した相談室。子ども家庭課の窓口のすぐ横にあり、気軽に相談をすることができるようになっている。



窓口の目の前には幼児スペース幼児スペースも確保されている。





[図 1]



←↑情報の提供も多く行っている。「豊田市 子育て応援ハンドブック[図 1]」や「とよた急病・子育てコール 24～育救さんコール～」などはホームページにも掲載されており、いつでも見ることができる。

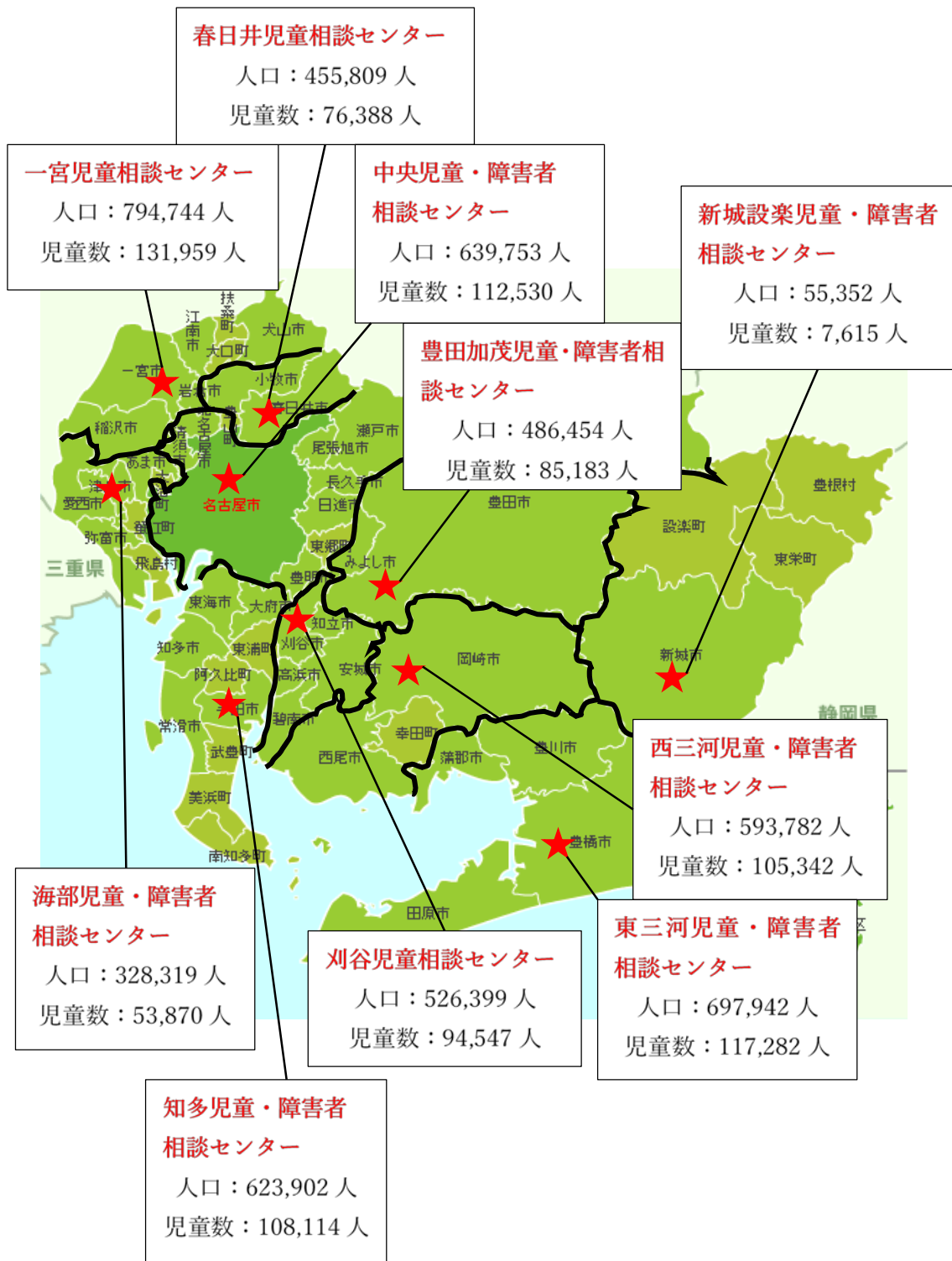


[図 2]

←子どもの急な熱や怪我の時に相談対応を行ってくれるコールセンター。医療機関に関する相談対応だけでなく、子育て相談も受け付けている。

また豊田市ではコールセンターをより多くの市民に活用してもらうための取り組みとして、市内の小学1年生～中学3年生を対象にポスター作品の募集を今年の夏休みに行った。最優秀賞作品を啓発ポスターのデザインにし、医療機関、小中学校、こども園・幼稚園、支所等市内約 890 施設に配布する予定である。

＜愛知県内の児童相談所＞ ※児童…18歳未満

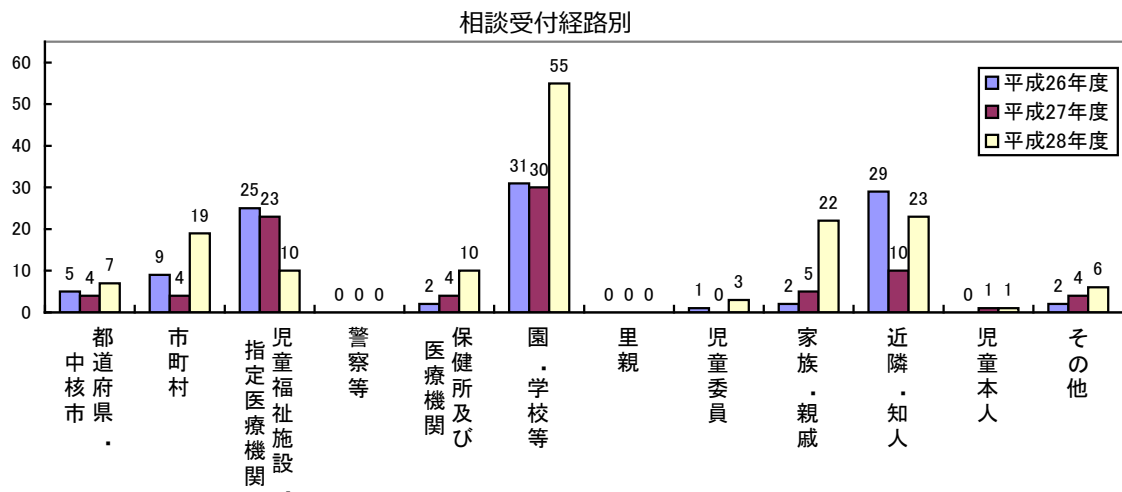
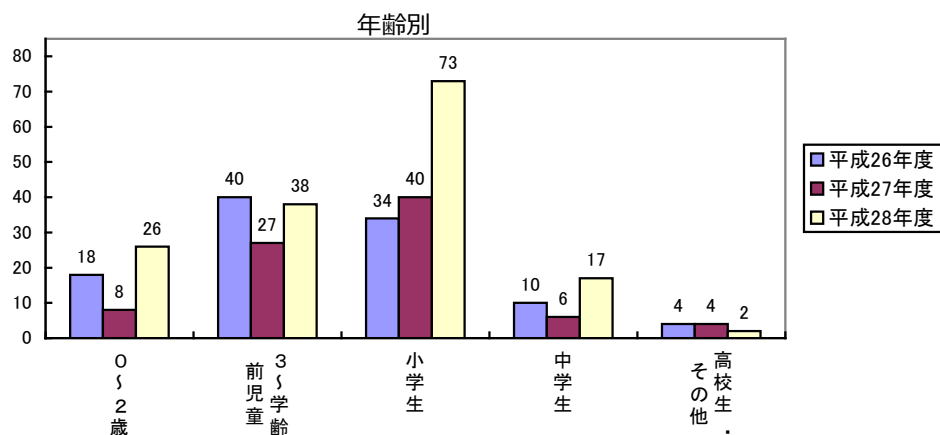


<豊田市家庭児童相談室の児童虐待相談の概要>

1 児童虐待通告の現状

◎家庭児童相談室（子ども家庭課内）での児童虐待相談件数

年 度	身体的	ネグレクト	性的	心理的	合計	市から児相への 送致件数
平成26年度	55	18	6	27	106	16
平成27年度	60	7	3	15	85	12
平成28年度	101	17	0	38	156	19



◎家庭児童相談室相談件数

年 度	養護相談	保健相談	障がい相談	非行相談	育成相談	そ の 他	計
平成26年度	201	0	2	0	1	0	204
平成27年度	188	0	0	0	14	0	202
平成28年度	288	0	1	0	8	3	300

2. 現在の課題点

現在のところ、豊田市の児童数は減少傾向にあるが、虐待の件数は僅かではあるが増加傾向にある。[上記「豊田市家庭児童相談室の児童虐待相談の概要」]

豊田市では子ども家庭支援員など資格を有する人員の確保はできているが、非常勤職員がその多くを占めている。そのため、異動がなく長期的に専門性を活かした現場での支援が可能である。しかし、夜間に何か問題が発生してしまうと、普段あまり対応に当たっていない職員が対応することになり、上手く対応できない状態になる可能性もある。また、非常勤職員は安定した職を求めて正規採用という形で他市へ転職してしまうという事も起きている状態にある。豊田市では、そうした事態になっても人員の補充は行うが、引継ぎが上手くいかなかったり、培ったノウハウが組織的に集約できないといった問題が懸念されている。

3. 今後の方針

豊田市では法人税の改正により、経済的優位性は以前と比べてなくなっている状況である。そのため、子育て支援に関する業務は、今現在の豊田市の虐待などに関する状態が比較的落ち着いていることもあり、現状の維持が精一杯であると考えられる。しかし、今後は子ども家庭総合支援拠点に関する国からの補助金を受けつつ子どもの貧困なども視野に入れながら保健部門とも連携しながら少しずつ拡大していくことも検討されている。

ヒアリング調査報告

鈴木秀洋

井上玲亜

木森麻紀

船橋市 ヒアリング調査報告

ヒアリング実施日：2018年3月13日

1. 船橋市の概要

- ① 面積
85.62 km²
- ② 人口
632,341 人
(平成 29 年 4 月現在)
- ③ 児童数
101,024 人
(平成 29 年 4 月現在)
- ④ 類型
大規模型



船橋市ホームページより

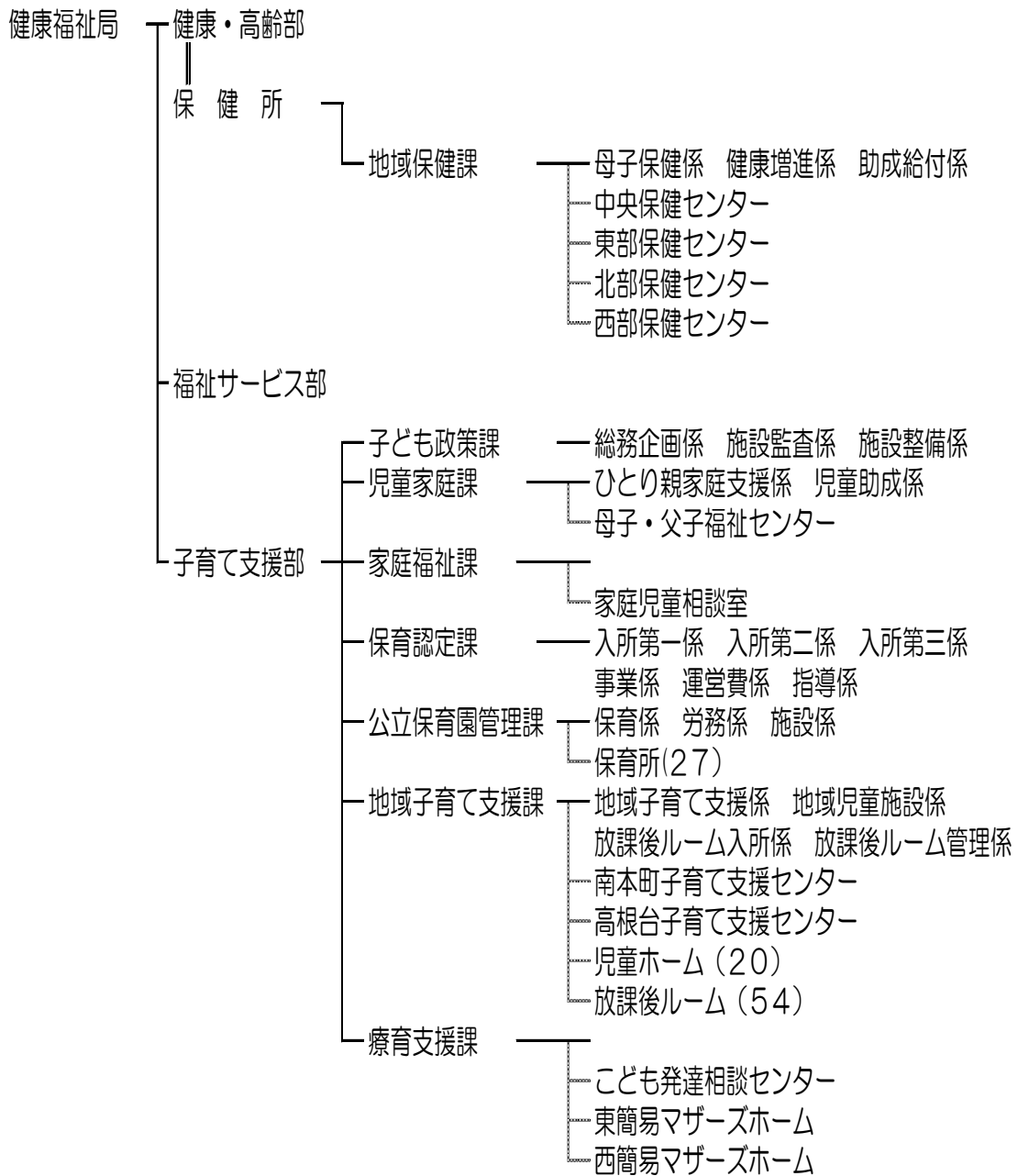
⑤ 人員配置

- ・子ども家庭支援員の常時人員：5 名（内訳：保健師 3 名 社会福祉士 1 名 保育士 1 名）
- ・心理担当支援員の常時人員：2 名（内訳：保健師 1 名 臨床発達心理士 1 名）
- ・虐待対応専門員の常時人員：11 名
(内訳：保健師 1 名 社会福祉士 3 名 教員 5 名 幼稚園教諭 2 名)
- ・事務処理対応職員の人員：2 名

2. 船橋市の特徴

児童人口は横ばいであるが、相談件数は増加傾向にあり、継続して支援するケースも年々増えている状況にある。

3. 船橋市健康福祉局子ども関係組織体制図



家庭児童相談室における相談実績（平成28年度）

(1) 相談件数

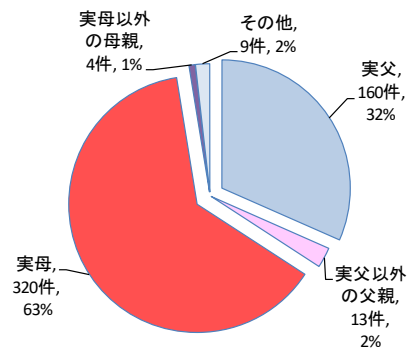
(年度) (相談種別)		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
総数		895	878	988	1,044	1,048
内訳	養護	虐待相談	345	398	472	520
		その他	253	231	242	243
	保健相談		1	4	4	6
	育成相談		255	197	220	212
	非行相談		1	1	0	1
	障害相談		9	3	3	3
	その他		31	44	47	59
						88

(2) 平成28年度の虐待相談の内訳（※1）

主な虐待者

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
件数	160	13	320	4	9	506

主な虐待者の内訳



4. 船橋市における虐待件数

船橋市における虐待件数は年々増加傾向にある。顕著にみられたのは 25 年度から 26 年度にかけて大きく増加している。又、28 年度実績では、虐待者としてあげられる者は主に実母となっており、虐待総件数の 63%を占める。一方、実父の割合は 32%となっており、実母の約 2 分の 1 となっている。

特に船橋市が全国の状況と違った特徴を示していることはない。

5. 支援拠点設置にあたって

(1) 支援拠点の明確化

平成 29 年 4 月より、家庭児童相談室において支援拠点機能を実施しており、事業所事務分掌規則に家庭児童相談室の機能として「支援拠点」と明記し、位置付ける。

(2) 人材育成について

ア、保健（母子保健）、福祉、教育等の関係部署の経験のある職員の配置

イ、職員研修の積極的な参加等

家庭児童相談室の職員の専門性の向上を図るため、千葉県が行う各研修に積極的に参加している。

また、庁内の研修として、母子保健担当部署や子育て支援担当部署（児童館、放課後児童クラブ等）の職員に対して、家庭児童相談室の職員が講師となって相談対応のあり方などの研修を行っている。

【放課後児童クラブ職員向け研修】

本日お話したいこと

- * 家庭児童相談室について
- * 児童虐待について(早期発見のしやすさ)
- * 児童虐待への具体的な対応
- * ネグレクトについて
- * 通告義務について
- * 通告の仕方について
- * 家庭児童相談室のスタンス
- * 児童虐待に陥りやすい保護者とは
- * 放課後ルームの先生方にできるとこと、お願いしたいこと

6. 拠点設置での今後の他機関との連携

船橋市では、従前から虐待相談対応の強化を図っており、その中で担当する部署（家庭児童相談室）の体制整備、取組内容の拡充を行ってきたところであり、ケースワーク上の必要から既に要件を満たす体制を構築していた。

他方で、他の関係関連機関に対し、虐待相談等を含めた対応のあり方や、虐待の理解、迅速な情報提供、あるいは連携した対応をするためにはどうすべきかなど、その具体策を模索してきた。

平成29年度取組みとして、母子保健を担当する部署の保健師を対象として、子どもの保護者への具体的な言葉かけや、家庭への介入の仕方など自ら蓄積してきた具体的対応や心構えなど家庭児童相談室がもつスキルを伝える研修を行った。虐待通告について理解を深めてもらうことで、母子保健担当から家庭児童相談室へ繋ぐ（通告）ことの必要性の判断など、母子保健担当から円滑に切れ目なく連携できる体制の整備に努めているところである。

連携という観点からは、他の様々な機関との繋ぎが必要となる。

虐待対応として児童の一時保護の可能性など、児童相談所での対応が必要と考えられるケースは、家庭児童相談室から児童相談所へ送致を行う。また、家庭環境が落ち着き地域での支援を中心に行っていく状況になれば、逆に児童相談所から家庭児童相談室にケースが送致される。その他、母子保健担当や保育所、学校など関係機関からの情報収集や見守りの依頼など、必要に応じて連携を図る。このように多機関が手を携えて役割分担を行い、状況に応じてその役割分担を変更し、臨機応変に対応していくかなど、時系列で連携の形態を見直すことも重要となってくる。

個別ケース検討会議を活用し、お互いがもっている情報を開示し共有することが連携をとるためには、何より重要である。お互いのもつ情報や、アセスメントの内容を交換し合うことが大切であり、それを重ねることでお互いが果たすことのできる役割を理解できるようになる。

7. 今後の方針

虐待件数は増加傾向にあり、さらなる体制強化について検討している。

(1) 児童相談所の設置検討

児童相談所の設置については、現市長が公約として掲げ、設置に向けた検討を行っている。平成28年の児童福祉法改正により、中核市の設置促進にかかる国や県の支援、児童相談所の制度見直しに関する議論が行われている状況であり、これらの動向を見据えた上で、さらに検討を進める予定。

(2) 拠点としての体制強化

平成27年度から県の児童相談所へ職員派遣をしているほか、平成29年度から児童相談所OBを家庭児童相談室のスーパーバイザーとして配置している。また、今後は心理職の増員配置を検討している。

8. 全体の感想

①拠点整備には事務担当（補助金申請等含む。）と現場の相談・ソーシャルワーク担当部門との役割分担と連携が不可欠であるが、それがうまく行っているのが強みである。

②拠点の中核を担う子ども部門が、保健部門（母子保健担当）に対して積極的に研修を持ち掛けており、これは特筆すべき連携のモデルである。子ども部門（家庭児童相談室）と保健部門（母子保健担当）では、意見が異なることも多いが、互いの専門的見立ての手法などを理解することで連携は進むと考える。

③保健部門（母子保健担当）出身の保健師が子ども部門（家庭児童相談室）の拠点のトップとなっていることも拠点としての機能設置の初期及び継続においてモデル的な組織運営といえよう。

9. 支援拠点の概要（写真）



写真1 船橋市保健福祉センター



写真2 家庭児童相談所
船橋市保健福祉センター内の3階に設置。



写真3 プレイルーム



写真4 プレイルーム内

プレイルームと家庭児童相談所が直接つながっており、行き来できる設計となっていた。



写真5 相談室



写真6 相談室内

相談室は船橋市保健福祉センターの2階に設置。写真5の相談室の左隣にも相談室があり、写真5の相談室とその左隣の相談室の間にはマジックミラーが設置されていた。

ヒアリング調査報告

鈴木秀洋

金井啓起

井上玲亜